## 平成２８年用

# 保育施設利用申込みのご案内

第１版　有効期間:平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日

◎新たに保育施設を利用したい保護者の方へ
◎利用している保育施設を変更したい保護者の方へ

本書には、墨田区の保育施設を利用するために必要な手続き等が書かれています。利用申込みをする前に必ずお読みください。

また、本書には、区立認可保育所における認定こども園への移行や民間活力の導入により、増加・多様化する保育ニーズへの的確な対応と継続的・安定的な保育サービスの提供を目的とした「墨田区保育所等整備計画」の概要も記載（Ｐ.９～10）していますので、併せてお読みください。

**墨田区福祉事務所 子ども課 保育園入園係**

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20(区役所 4 階)

TEL 03-5608-6152(直通)　FAX 03-5608-6404

墨田区ホームページ：http://www.city.sumida.lg.jp/

保育園・保育ママ・小規模保育所・認証保育所の空き情報や、入園・在園の手続き、子育て支援制度・施設のご案内、書類ダウンロードサービスを紹介しています。
トップページ⇒ 子育て・教育⇒ 子育て応援サイト⇒ 知りたい情報をクリック！

すみだ やさしいまち宣言・人と地域と環境のために
毎月25日は すみだ家庭の日

## 目次


1．申込みできる保育施設、クラス年齢　P2

2．子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」について　P4

3．申込みから入所までの流れ　P5

4．入所（転所）の申込みについて　P6

5．申込み後変更があった場合　P8

6．区内認可保育園一覧　P9

7．認可保育園　P12

8．家庭的保育者（保育ママ）　P13

9．小規模保育所　P15

10．認定こども園　P17

11．利用調整基準（選考基準）　P18

12．よくあるご質問　P20

13．内定や入園の辞退　P21

14．保育施設を利用できる期間　P22

15．保育料（利用者負担額）について　P22

16．保育料の決定に必要な書類　P23

17．保育料（利用者負担額）徴収基準額　P24

18．公立・公設民営保育園の延長保育　P25

19．区外の認可保育園を希望する場合　P26

20．区外にお住まいの方が保育施設を希望する場合　P26

21．子育てに関する問合せ先　P26

22．その他の保育サービスのご案内　P27

# １．申込みできる保育施設、クラス年齢

**保育施設とは．**

認可保育園、家庭的保育者（保育ママ）、小規模保育所（チェリッシュ曳舟、あい・あい保育園小村井園、ぶどうの木、八広ぶどうの木、ちゃのま保育園、（仮称）キャリー保育園東向島）、認定こども園（保育部分）です。

**利用できる方は．**

保護者が以下の状況で、ご家庭でお子様を保育することができない場合に、利用申込みができます。

（１） 仕事をしている場合 （月 48 時間以上の就労）
（２） 妊娠をしているか、出産をする場合
（３） 病気、負傷又は心身に障害がある場合
（４） 同居又は長期入院等している親族の介護、看護をしている場合
（５） 災害の復旧活動をしている場合
（６） 求職活動をしている場合
（７） 大学、専門学校、職業訓練校などに通学している場合
（８） 児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
（９） その他、保護者が明らかに保育をできないと認められる場合

※ 墨田区で利用申込みができるのは、原則的に墨田区に住民登録をしている方（東日本大震災に係る災害救助法適用地域から墨田区への避難者等を含む）です。
区外に転居されたときは申込みが無効になりますので、必要な方は新住所地で改めて申込みをしてください。
申込み時点で墨田区に住民登録がない方も、墨田区に転入予定または墨田区に勤務地がある方は申込みができる場合があります。詳しくは、26 ページ「20.区外にお住まいの方が保育施設を希望する場合」をご参照ください。

※ 各保育施設の募集定員を超えた申込みがあった場合、すぐには入所できないことがあります。

**認可保育園**　　P12

国が定めた設置基準（施設の内容や人員の配置など）に基づき、都知事に認可された施設です。保育料（利用者負担額）は、公立・私立・公設民営いずれも同額です。

**家庭的保育者（保育ママ）**　　P13

区が認定した保育ママが、保育ママの自宅で保育する制度です。
家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を実施します。
（定員５人以下）

**小規模保育所**　　P15

墨田区独自の基準により認可される保育所です。（定員６～19 人）

・チェリッシュ曳舟
・あい・あい保育園 小村井園
・ぶどうの木
・八広ぶどうの木
・ちゃのま保育園
・（仮称）キャリー保育園東向島

**認定こども園**　　P17

・両国幼稚園（幼稚園型）

■各保育施設対象年齢（クラス年齢）等■

| | 対象年齢（クラス年齢） | | | | | | 基本開所時間 | 延長保育 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ０歳 | １歳 | ２歳 | ３歳 | ４歳 | ５歳 | | |
| 認可保育園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 7:15～18:15 | 一部有り |
| 保育ママ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | 8:30～16:30<br>9:00～17:00 | 一部有り |
| 小規模保育所 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | 7:15～18:15 | 一部有り |

※ ０歳クラスの受入れ可能月齢は、各保育施設によって異なります。
※ 一部の認可保育園には０歳クラスがありません。
※ 横川さくら保育園、横川さくら保育園立花分園には３～５歳クラスがありません。
※ わらべみどり保育園向島分園には４～５歳クラスがありません。
※ 認定こども園については P17「１０.認定こども園」をご参照ください。

■平成２８年度クラス年齢■

４月１日時点の年齢で決定します。年の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

| クラス年齢 | 生　年　月　日 |
|---|---|
| 0 歳 | 平成 27 年（2015 年）4 月 2 日以降 |
| 1 歳 | 平成 26 年（2014 年）4 月 2 日～平成 27 年（2015 年）4 月 1 日 |
| 2 歳 | 平成 25 年（2013 年）4 月 2 日～平成 26 年（2014 年）4 月 1 日 |
| 3 歳 | 平成 24 年（2012 年）4 月 2 日～平成 25 年（2013 年）4 月 1 日 |
| 4 歳 | 平成 23 年（2011 年）4 月 2 日～平成 24 年（2012 年）4 月 1 日 |
| 5 歳 | 平成 22 年（2010 年）4 月 2 日～平成 23 年（2011 年）4 月 1 日 |

## ２．子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」について

新制度では、認可保育園、家庭的保育者（保育ママ）、小規模保育所、認定こども園、幼稚園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定（以下、「認定」と表記）」を申請していただく必要があります。

認証保育所や定期利用保育など、認可外の施設の利用手続きは現在と変わりませんので、希望する施設に直接お申込みください。また、私立幼稚園の中には新制度に移行しない園もあるため、各園にご確認ください。

### （１）保育が必要な事由

◇就労（月48時間以上の就労）　◇妊娠、出産
◇病気、負傷又は障害　◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護
◇災害復旧活動　◇求職活動　◇就学
◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である
◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合

### （２）認定の種類

| 認定区分 | 対象 | | 利用できる主な施設 |
|---|---|---|---|
| | 児童年齢 | 保育 | |
| １号認定 | 満３歳以上 | 教育を希望される場合 | 幼稚園、<br>認定こども園(幼稚園部分) |
| ２号認定 | | 保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | 認可保育園、<br>認定こども園(保育部分) |
| ３号認定 | 満３歳未満 | 保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | 認可保育園、保育ママ、<br>小規模保育所、<br>認定こども園(保育部分) |

※認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入所をお約束するものではありません。

### （３）利用区分

２号認定、３号認定を受ける場合、保育の必要量に応じて「標準時間保育」「短時間保育」の利用区分に分けられます。詳しくは、12 ページ「7.認可保育園」をご参照ください。

例）就労の場合（就労時間＋通勤時間で判定します。）

月１２０時間以上の就労　⇒ 標準時間保育
月４８時間以上１２０時間未満の就労 ⇒ 短時間保育
（保護者のうち時間が短い方で認定します。）

### （４）申請方法

・保育を希望される場合 ⇒ 保育施設の入所申込みの際、同時に「認定申請」をしていただきます。
・教育を希望される場合 ⇒ 希望する施設への入園が内定した方に「認定申請書」が配付され、施設を経由して認定申請をしていただきます。

### （５）支給認定証の発行

・認定された方には「支給認定証」（以下、認定証）を発行します。
・保育施設の４月入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、認定証は２月中旬以降にまとめて送付する予定です。
・５月入所以降の申込みについては、利用調整（選考）の結果と同時期に認定証を送付する予定です。
・幼稚園等に内定し、施設経由で申請された方には、施設経由で認定証をお送りします。

## ３．申込みから入所までの流れ

**入所の申込み**
入所を希望する月の締切日までに、申込書類を提出してください。
保育施設入所申込みと同時に、保育の必要性の認定申請をしていただきます。（支給認定申請書を提出していただきます）

↓

**書類審査・調査**
提出された書類により、審査を行います。
必要に応じて職場やご自宅にお電話する場合があります。

↓

**保育の必要性の認定**
保育必要性の有無、認定区分、保育必要量等を判定し、認定します。

↓

**利用調整（選考）会議（毎月１５日ごろ）**
P18～20 の利用調整基準に従い、指数の高い世帯から利用調整を行います。

→ 内定しなかった場合

**入所できなかった場合**
利用調整（選考）の結果、入所できなかった方へは、入所希望月（希望する最初の月）のみ不承諾通知書を送付します。
（4 月入所(一次)の結果は、内定の有無にかかわらず 2 月中旬頃通知します。）

↓

・申込書は 11 月 30 日（12 月入所分）まで有効です。
・入所希望月の翌月以降に希望保育施設に募集がでた場合も、利用調整（選考）会議にかけられます。
・結果は、内定者のみ電話で連絡します。

**希望施設の変更**
募集数は、毎月上旬～申込締切日まで区のホームページで公開されます。

希望施設を変更したい場合は、各月の締切日までに、子ども課保育園入園係までご連絡ください。

↓ 内定した場合

**入所内定**
内定者には電話で連絡します。
（4 月入所(一次)のみ２月中旬頃文書で通知します）

↓

**面接・健康診断**
・面接日時は保育施設から直接連絡があります。
・内定した入所日（毎月 1 日）の前日までに面接ができないときや、面接で集団生活可能と認められないときは、内定が取り消されます。
・内定後、速やかに「保育料の決定に必要な書類」と「口座振替依頼書」をご提出ください。（詳しくは 22・23 ページ参照）

↓

**入所決定**

# ４．入所（転所）の申込みについて

■申込場所■

・子ども課保育園入園係（区役所４階）：平日午前８時30分から午後５時まで
（水曜日は午後７時まで）

・区内の私立認可保育園：開園時間中

※　郵送やFAXでの申込みはできません。

※　認可保育園では申込み書類を預かるだけで内容確認は行いませんので、できるだけ区役所にお越しください。

※　区外の保育園を希望される場合は、P26 ページ「19. 区外の認可保育園を希望する場合」をご覧ください。

※　区外にお住まいの方は、お住まいの区市町村で申込みをしてください。

※　必要書類は事前にご確認ください。

※　必要書類を全てそろえてからお申込みください。

■申込締切■

入所は毎月１日からとなります。月の途中からの入所・転所はできません。

| 入所月 | 締切日 | 入所月 | 締切日 | 入所月 | 締切日 |
|---|---|---|---|---|---|
| １月 | １２月15日（火） | ５月 | ４月　８日（金） | ９月 | ８月10日（水） |
| ２月 | １２月18日（金） | ６月 | ５月10日（火） | 10月 | ９月　９日（金） |
| ３月 | １２月18日（金） | ７月 | ６月10日（金） | 11月 | １０月　７日（金） |
| ４月 | １２月18日（金）（一次）<br>２月29日（月）（二次） | ８月 | ７月　８日（金） | 12月 | １１月１０日（木） |

４月入所（一次）の申込みは、例年一斉受付を行っています。

平成２８年４月入所の申込み期間は、平成２７年１２月１日～１８日です。

■注意事項■

- 育児休業中の方のお申込みは、お子様が入所した月の翌月１日までに職場復帰する事が条件です。
  復帰後、復職証明書を提出してください。入所月の翌月１日までに復職していない場合は、退所となります。
- ４月の転所を希望された場合、内定を辞退しても転所前の保育施設に戻ることはできません。内定した時点で、転所前の保育施設には、別の希望者が内定します。十分ご検討のうえ、お申込みください。
- 転所の申込みは、入所申込みと同じ手続きが必要となります。なお、申込みができるのは、施設に通い始めてからとなります。
- 申込みを保留・取り下げるときは、すみやかにご連絡ください。
- 区外にお住いの方で、保護者が墨田区在勤者の場合、０～２歳児は、１０月入所から申込みできます。
  詳しくは、P２６「区外にお住まいの方が保育施設を希望する場合」をご確認ください。
- 出生前に申込むことはできません。お子様がお生まれになってから、お申込みください。
- 平成27年12月18日以降に生まれたお子様は、４月入所（一次）の申込み締切日が異なります。

| お子様の生年月日 | 希望園の０歳児受入れ可能月齢 | 締切日 |
|---|---|---|
| 平成２７年12月18日から<br>平成２８年２月５日まで | 生後57日以上受入れ可能園を希望する場合<br>（保育ママを含む） | 平成２８年２月８日（月） |
| | 生後43日以上受入れ可能園のみ希望する場合<br>（保育ママを含む） | 平成２８年２月22日(月) |
| 平成２８年２月６日から<br>平成２８年２月19日まで | 生後43日以上受入れ可能園を希望する場合<br>（保育ママを含む） | 平成２８年２月22日(月) |
| 平成２７年12月18日から<br>平成２８年１月１日まで | 菊川保育園、あい・あい保育園錦糸町園、<br>チェリッシュ曳舟、あい・あい保育園小村井園、<br>ちゃのま保育園を希望する場合 | 平成２８年１月４日（月） |

※　平成２８年2月20日以降に生まれるお子様は、２８年4月入園の申込みはできません。

**■申込みの時に必要な書類■**

◎は、墨田区指定の用紙です。区のホームページからダウンロードできます。

**（1）必ず必要な書類**

① ◎支給認定申請書

② ◎保育施設（入所・転所）申込書

③ ◎お子様の状況について

④ ◎重要事項確認書兼同意書 （すべての項目のチェック欄にチェックし、署名してください。）

⑤ 保育の必要性が確認できる書類 父母それぞれの証明書類が必要です。

⑥ ◎1 月から 3 月までの保育施設入所希望確認書

（4 月一次の申込みをする場合は、1 月～3 月の入園を希望しない方も必ずご提出いただきます。）

| 保護者の状況 ＼ 必要書類 | | 就労 | | | 出産・妊娠 | 疾病・負傷 | 障害 | 介護・看護 | 災害復旧 | 求職活動 | 就学・職業訓練 | 不存在 | 虐待・DV |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 外勤 | 自営・内職 | 育児休業中 出産休暇中 | | | | | | | | | |
| ◎在職証明書 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| ◎就労状況申告書 | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 母子健康手帳のコピー（出産予定日が分かる部分） | | | | | ○ | | | | | | | | |
| ◎病状内容確認書 または 診断書(原本) 医師が記載し、かつ「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分） | | ☆ | ☆ | ☆ | | | ○ | | | | | | |
| ◎介護状況申告書 | | ☆ | ☆ | ☆ | | | | ○ | | | | | |
| 介護・看護を受ける方の状況確認書類 例）要介護認定証、障害者手帳のコピー、診断書、 | | ☆ | ☆ | ☆ | | | | ○ | | | | | |
| ◎就労内定証明書 | | | | | | | | | | ☆ | | | |
| ◎在学証明書 | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 離婚、未婚、死亡、拘禁等 | 戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書など | | | | | | | | | | | ○ | |
| 離婚調停中等 | 調停期日通知書など | | | | | | | | | | | ○ | |
| 事由に該当することを証明する書類（公的機関から発行された書類） | | | | | | | | | ○ | | | | ○ |

※ ○は、必ず必要な書類です。

※ ☆は、該当する方だけ必要な書類です。（求職活動中で採用が内定している、就労保護者が 1～3 級の障害を有している、介護を行うため就労時間が週 40 時間未満に制限されている場合など）

※ 「離婚調停中等」は、離婚調停中または、離婚調停はしていないが弁護士を介して離婚の話合中（離婚協議中）の場合に適用されます。但し、調停期日通知書または弁護士の証明書が必要です。

（調整指数については、いずれの場合も「ひとり親家庭等に準ずる」となります。）

（２）状況に応じて必要な書類

| 状況 | | 必要書類 |
|---|---|---|
| 認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている | | 認可外保育室等との契約書（左記の内容が記載されているもの） または ◎保育施設受託証明書 |
| 生活保護を受給している | | 生活保護受給証明書 |
| ひとり親家庭等 | 親族その他の者（19歳～64歳の者）と同居している、または近隣に住んでいるが、それらの者が保育できない場合　※H28.4.1時点の年齢 | 該当者（同居または近隣に住む親族等）の在職証明書、就労状況申告書、診断書など |
| 直近３か月以内に、主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により離職し、現在、求職活動を行っている（自己都合による退職は除く） | | 雇用保険の離職票や、廃業届など（解雇、倒産が確認できる書類） |
| 申込児童に障害がある場合<br>申込児童が持病をお持ちの場合 | | 病状内容確認書または「集団保育が可能であること」と「保育園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書（原本）<br>☆児童が障害者手帳をお持ちの場合は手帳のコピー（特例として、手帳は未交付だが同程度の障害を有する旨を医師から診断されている場合はそれを証明する書類。障害○級程度等の記載が必要） |
| 同居親族が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を交付されている、または要介護の認定を受けている（申込児童を除く） | | 同居親族の障害者手帳等のコピーまたは要介護認定証のコピー |
| 親族その他の者（19歳～64歳の者）と同居しているが当該親族等が申込児童を保育できない場合<br>※H28.4.1時点の年齢 | | 同居親族等の在職証明書、就労状況申告書、病状内容確認書、診断書（原本）、在学を証明する書類など |
| 平成２７年1月1日現在、墨田区に住民登録がなかった | | 平成２７年度の住民税決定通知書または課税証明書（もしくは非課税証明書） |
| 平成２７年1月1日現在、墨田区に住民登録があったが、住民税の申告が未申告である | | |

**※同居とは、「生活を共にしている」または「住民票が同一世帯」の場合を指します。**

※　必要書類を全てそろえてからお申込みください。
※　締切日までに在職証明書等が到着しない場合は、求職中（内定なし）と同等の扱いとなります。また、それぞれの証明書類が提出されていない場合は、調整指数の加点がされませんのでご注意ください。
※　在園児がいる場合等ですでに提出していても、直近の状況確認のために再度提出が必要です。
※　証明書類は、提出時に３か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。
※　必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
※　一度提出された書類は、原則としてお返しできません。

## ５．申込み後変更があった場合

追加資料が必要になる場合がありますので、子ども課保育園入園係（電話 03-5608-6152）までご連絡ください。

例）・希望施設の追加・変更（毎月の締切日までに、ご連絡ください。）
・住所の変更（墨田区外に転出した場合は申込みが無効になります。）
・就労状況、家庭状況の変更
・就労の開始、終了
・育児休業を延長したとき
・認可外の保育施設等に預けはじめたとき

# ６．区内認可保育園一覧

平成 27 年 10 月 31 日現在

| | 保育園名及び地図番号 | | 今後の運営形態等（注釈参照） | ０歳保育受入可能月齢 | 延長保育注釈参照 | 認可定員 | | 所在地 | 電話 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 3歳未満 | 3歳以上 | | |
| 公立 | 1 | 江東橋保育園 | ア | 生後57日以上 | ○ | 57 | 83 | 緑 4-35-9 | 3631-2411 |
| | 2 | 江東橋保育園分園 | | × | ○ | 14 | 7 | 亀沢 3-12-5 | 3623-0152 |
| | 3 | 横川橋保育園 | ア | 満6か月以上 | ○ | 44 | 72 | 太平 1-27-13 | 3622-3323 |
| | 4 | 中川保育園 | ア | 満6か月以上 | | 42 | 70 | 東墨田 2-1-15 | 3612-2968 |
| | 5 | 花園保育園 | エ | × | ○ | 44 | 75 | 東向島 3-16-2 | 3614-5430 |
| | 6 | 福神橋保育園 | エ | × | | 17 | 56 | 文花 1-30-21-101 | 3611-7721 |
| | 7 | 文花保育園 | エ | × | | 33 | 74 | 文花 1-24-5 | 3611-6068 |
| | 8 | たちばな保育園 | ア | 生後57日以上 | ○ | 35 | 56 | 立花 3-21-16 | 3617-7950 |
| | 9 | すみだ保育園 | エ | × | | 22 | 65 | 墨田 4-22-4-101 | 3619-5844 |
| | 10 | 八広保育園 | ア | 満6か月以上 | | 48 | 72 | 八広 3-7-5 | 3617-2323 |
| | 11 | 東駒形保育園 | ア | × | ○ | 20 | 47 | 東駒形 1-6-8 | 3625-8672 |
| | 12 | 亀沢保育園 | イ | 満6か月以上 | ○ | 39 | 57 | 亀沢 1-27-5 | 3624-7781 |
| | 13 | 東あずま保育園 | エ | 満6か月以上 | ○ | 42 | 76 | 立花 1-27-6-101 | 3613-2868 |
| | 14 | おむらい保育園 | ア | 満6か月以上 | ○ | 44 | 72 | 文花 1-32-1-103 | 3613-5391 |
| | 15 | 太平保育園 | エ | × | ○ | 28 | 61 | 太平 1-13-10 | 3626-0776 |
| | 16 | 鐘ヶ淵北保育園 | エ | 生後57日以上 | | 45 | 72 | 堤通 2-8-15-109 | 3619-8531 |
| | 17 | 梅若保育園 | ア | 生後57日以上 | ○ | 42 | 72 | 墨田 2-38-13 | 3611-6571 |
| | 18 | 立川保育園 | ア | × | ○ | 29 | 62 | 立川 1-5-2 | 3633-6960 |
| | 19 | 中川南保育園 | エ | 満6か月以上 | | 42 | 72 | 立花 6-8-2-106 | 3616-4141 |
| | 20 | 長浦保育園 | エ | 生後57日以上 | ○ | 47 | 72 | 八広 5-10-1-105 | 3616-7227 |
| | 21 | 寺島保育園 | ア | × | | 34 | 60 | 東向島 1-23-10 | 3614-0311 |
| | 22 | 水神保育園 | エ | × | | 30 | 60 | 堤通 2-6-9-103 | 3616-1970 |
| | 23 | しらひげ保育園 | エ | 満6か月以上 | | 41 | 64 | 堤通 2-5-5-101 | 3611-1580 |
| 公設民営 | 24 | あおやぎ保育園 | オ | 生後57日以上 | ■ | 54 | 70 | 東向島 4-37-17 | 3614-6789 |
| | 25 | 横川さくら保育園 | オ | 生後57日以上 | ◎ | 51 | 0 | 横川 5-9-1 | 5608-4525 |
| | 26 | 横川さくら保育園立花分園 | オ | × | ◎ | 30 | 0 | 立花 1-23-5-206 | 3612-5525 |
| | 27 | ひきふね保育園 | ウ | 満6か月以上 | ◎ | 51 | 60 | 八広 1-1-18 | 3610-0263 |
| | 28 | 押上保育園 | オ | 生後57日以上 | ■ | 41 | 60 | 押上 2-10-17 | 3623-6030 |
| | 29 | きんし保育園 | オ | × | △ | 33 | 76 | 江東橋 4-30-2-301 | 3635-1001 |
| 私立 | 30 | 墨田みどり保育園 | | 満6か月以上 | ○ | 40 | 60 | 亀沢 3-7‐11 | 3624-4508 |
| | 31 | ほがらか保育園 | | 満6か月以上 | ◎ | 28 | 42 | 墨田 4-30-14 | 3611-7685 |
| | 32 | 光の園保育学校 | | × | ◎ | 48 | 84 | 東駒形 4-6-2 | 3622-8867 |
| | | 光の園保育学校（外手分園） | | 生後43日以上 | ◎ | 18 | 0 | 本所 2-1-16 | 3621-1461 |
| | 33 | 厚生館保育園 | | 生後43日以上 | ○ | 43 | 57 | 立花 5-21-3 | 3613-1931 |
| | 34 | 共愛館保育園 | | 生後43日以上 | ◎ | 56 | 72 | 押上 3-53-6 | 3617-4460 |
| | 35 | 菊川保育園 | | 満3か月以上 | ◎ | 52 | 73 | 江東橋 5-3-3 | 3633-1888 |
| | 36 | 興望館保育園 | | 生後43日以上 | ○ | 74 | 86 | 京島 1-11-6 | 3611-1880 |
| | 37 | さゆり保育園 | | 満4か月以上 | ○ | 33 | 45 | 東向島 6-7-8 | 3611-1912 |
| | 38 | 木ノ下保育園 | | 満6か月以上 | ○ | 18 | 42 | 墨田 4-60-13 | 3612-5458 |
| | 39 | 杉の子学園保育所 | | 満4か月以上 | ◎ | 47 | 63 | 東向島 2-13-6 | 3619-4153 |
| | 40 | ナースリー保育園 | | 生後43日以上 | ○ | 30 | 31 | 東向島 6-15-5 | 3613-3470 |
| | 41 | 育正保育園 | | 生後43日以上 | ▲ | 40 | 50 | 東駒形 1-3-15 | 5819-4533 |
| | 42 | こひつじ保育園 | | 生後57日以上 | ■ | 37 | 63 | 緑 2-23-3 | 5600-1211 |
| | 43 | わらべみどり保育園 | | 生後57日以上 | ◎ | 42 | 58 | 緑 3-12-2 | 5638-1551 |
| | 44 | わらべみどり保育園向島分園 | | 生後57日以上 | ◎ | 24 | 18 | 向島 4-2-14 | 3625-1131 |
| | 45 | 本所たから保育園 | | × | ◎ | 21 | 54 | 東駒形 4-4-7 | 5610-3737 |
| | 46 | すみだ中和こころ保育園 | | 生後57日以上 | ◎ | 27 | 33 | 菊川 1-18-5 | 6666-9449 |
| | 47 | 両国・なかよし保育園 | | 生後57日以上 | ◎ | 49 | 60 | 両国 1-10-7 | 5638-5835 |
| | 48 | 小梅保育園 | | 生後57日以上 | ◎ | 21 | 39 | 向島 3-42-1 | 3829-3663 |
| | 49 | すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん | | 生後57日以上 | ■ | 29 | 36 | 立川 2-12-16 | 6666-9446 |
| | 50 | グローバルキッズ押上園 | | 生後57日以上 | ■ | 45 | 60 | 押上 2-19-2 | 5608-3334 |
| | 51 | まなびの森保育園錦糸町 | | 生後57日以上 | ■ | 27 | 33 | 太平 2-4-4 | 5610-0720 |
| | 52 | すこやか錦糸保育園 | | 生後43日以上 | ◎ | 36 | 36 | 錦糸 3-7-1 | 3623-3740 |
| | 53 | のびのび保育園 | | 生後43日以上 | ◎ | 24 | 27 | 千歳 3-8-13 | 3634-0086 |
| | 54 | 両国すきっぷ保育園 | | 生後57日以上 | ◎ | 29 | 31 | 両国 4-25-9 | 5625-2200 |
| | 55 | あい・あい保育園錦糸町園 | | 満3か月以上 | ◎ | 19 | 21 | 亀沢 4-5-4 | 6284-1609 |

## 《平成２７年１１月以降開園予定の認可保育園》

| | 保育園名及び地図番号 | | ０歳保育<br>受入可能月齢 | 延長保育<br>※参照 | 認可定員<br>３歳未満 | 認可定員<br>３歳以上 | 所在地 | 電話 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 私立 | 56 | うぃず東駒形保育園<br>※平成２７年１２月開設予定 | 生後57日以上 | ◎ | 24 | 36 | 東駒形 2-9-9 | 未定 |
| | 57 | ベネッセ菊川北保育園（仮称）<br>※平成２８年４月開設予定 | 生後57日以上 | ◎ | 28 | 33 | 立川 4-10-9 | 未定 |
| | 58 | 小学館アカデミーひきふね駅前保育園（仮称）<br>※平成２８年４月認可化予定 | 満６か月以上 | ○ | 未定 | 未定 | 京島 1-1-1-314 | 3610-8178 |

※　延長保育　○⇒午後７時１５分まで　◎⇒午後８時１５分まで　△⇒午後９時１５分まで　■⇒午後１０時１５分まで
▲⇒午前６時１５分から・午後９時１５分まで

- きんし保育園は、平成２８年６月ごろまで、仮園舎（亀沢 2-24-6 亀沢駐車場跡地）において保育を行う予定です。
- 亀沢保育園は、現園舎の解体・改築工事のため、平成 28 年７月ごろから仮園舎（亀沢 2-24-6 亀沢駐車場跡地）において保育を行う予定です。
- 江東橋保育園分園は１歳～３歳クラスまでの園です。土曜日は、本園で保育します。４歳クラスからは、江東橋保育園に通います。なお、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。
- 光の園保育学校は、０歳クラスは分園にて保育を行い、１歳クラスになると本園へ通園します。
- 横川さくら保育園は０歳～２歳クラス、横川さくら保育園立花分園は１歳・２歳クラスのみの保育園です。３歳クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込することになります。その際必ずしも希望園に転園できるとは限りません。また、横川さくら保育園立花分園では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。
- わらべみどり保育園向島分園は０歳～３歳クラスのみの保育園です。４歳クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込することになります。その際必ずしも希望園に転園できるとは限りません。
- うぃず東駒形保育園は平成 27 年度（平成 28 年１月～3 月）の４歳・５歳クラスの募集はありません。

※　今後の運営形態等（墨田区保育所等整備計画における位置付け）
ア⇒認定こども園化（公設公営）予定園　　イ⇒指定管理者制度（公設民営）導入予定園
ウ⇒公私連携制度（民設民営）導入予定園　　エ⇒公私連携制度(困難な場合は指定管理者制度)で民間活力を導入予定園
オ⇒当分の間は、現在の公設民営園のままの予定
お問合せ：子育て支援課子育て計画担当 TEL03-5608-6084　　詳しくは区のホームページをご覧ください。

【整備計画に基づく今後の方向性】
中学校通学区域を基とした区内１０個のエリアに分け、平成２９年度以降、各エリア内で１園ずつ公立認可保育園を順次、認定こども園化する予定です（上記「ア」）。亀沢保育園は、平成３０年度から指定管理者制度を導入する予定です（上記「イ」）。上記ア、イ以外の公立認可保育園は、民間活力の導入（原則として公私連携制度による民間移譲）を行う予定です（上記「エ」）。ひきふね保育園は、公私連携制度により民設民営となる予定です（上記「ウ」）。

【認定こども園の特徴】
保育園と幼稚園の機能や特徴をあわせ持ち、小学校入学前の保育と教育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行います。

【今後のスケジュール（予定）】

（１）亀沢保育園における指定管理者制度（公設民営）導入のスケジュール

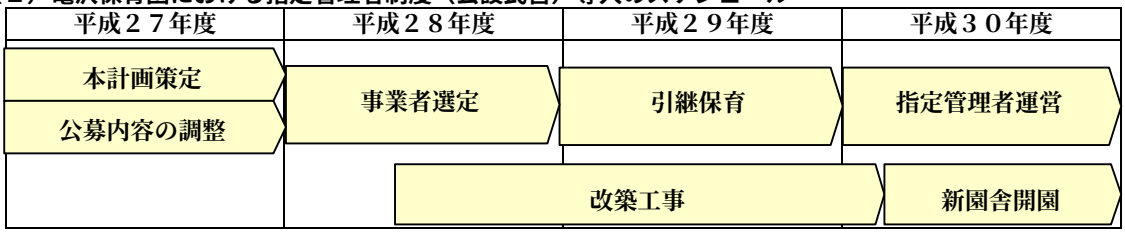


（２）ひきふね保育園における公私連携制度（建物譲渡）導入の標準スケジュール

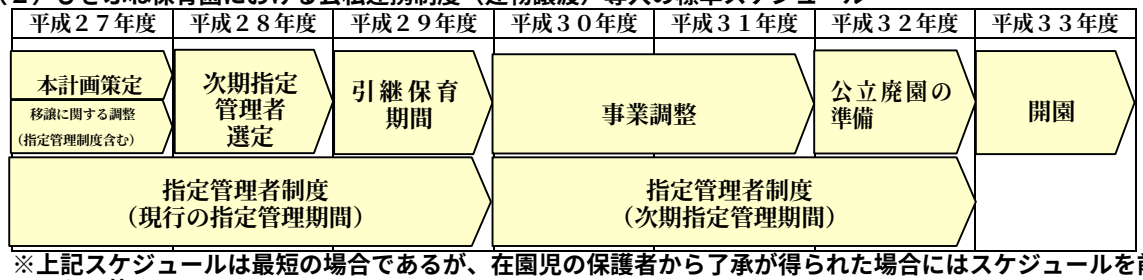


※上記スケジュールは最短の場合であるが、在園児の保護者から了承が得られた場合にはスケジュールを前倒して導入することも可能。

【公私連携制度】
子ども･子育て支援新制度において新たに定められた制度です。「公私連携幼保連携型認定こども園」、「公私連携保育所型認定こども園」、「公私連携型保育所」は、民設民営として運営する法人が一定の協定に基づき、区から土地・建物等の譲渡や貸付けを受け、区との連携の下に教育・保育等を行う仕組みです。運営は、これらの幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人とされています。なお、幼保連携型認定こども園の運営については、学校法人または社会福祉法人に限定されています。

# 《墨田区認可保育園配置図》

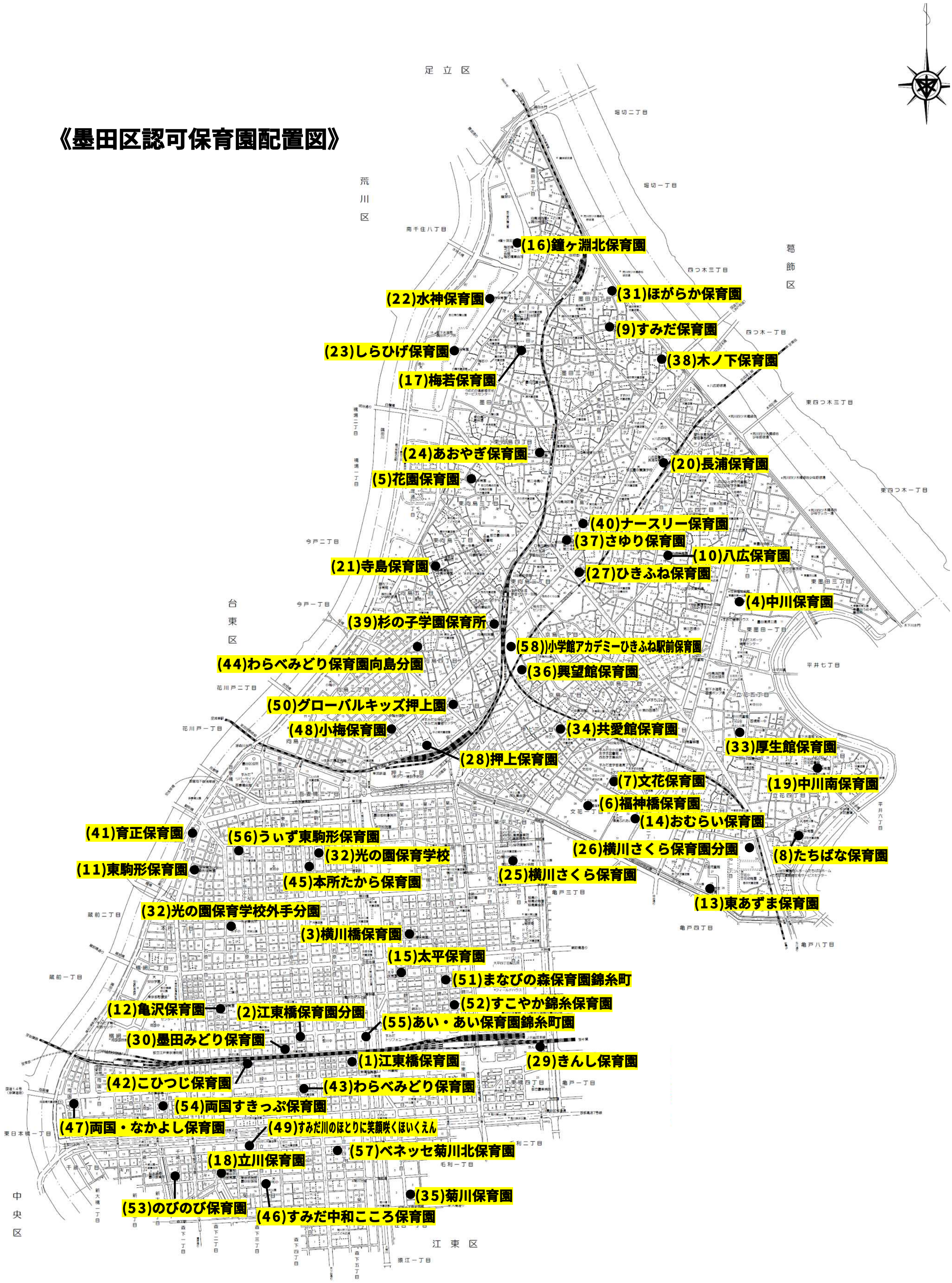

# ７．認可保育園

認可保育園の利用に際しては、保育の必要性の「２号認定」又は「３号認定」を受けている必要があります。

■休　園　日■　　日曜日・祝日・年末年始
■開 園 時 間■　　午前７時１５分～午後６時１５分
■保 育 時 間■　　内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。
　また、ならし保育については、入園後お子様が保育園に慣れるまで、短い保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力お願いします。

【標準時間保育】基本となる最大保育時間：午前７時１５分～午後６時１５分（最長 11 時間）
　　対象となる認定事由　　：就労／妊娠・出産／病気・負傷・障害／介護・看護／災害復旧／就学・職業訓練／虐待・ＤＶ
【短 時 間 保 育】基本となる最大保育時間：午前９時～午後５時（最長 8 時間）
　　対象となる認定事由　　：就労／病気・負傷・障害／介護・看護／求職活動／就学・職業訓練／育児休業中の継続利用

※　公設民営園は、指定管理者制度を導入しています。指定期間は 5 年です。

| 保育園名 | あおやぎ | 横川さくら・分園 | ひきふね | 押上 | きんし |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定管理者 | （福）厚生館 | （福）希望福祉会 | （福）愛理会 | （福）雲柱社 | （福）仁風会館 |
| 指定期間 | H26.4.1～H31.3.31 | H24.4.1～H29.3.31 | H25.4.1～H30.3.31 | H26.4.1～H31.3.31 | H26.4.1～H31.3.31 |

公設民営園に関するお問い合わせ：子ども課保育担当　TEL03-5608-1253

# ８．家庭的保育者（保育ママ）

## 家庭的保育（保育ママ）事業とは..

家庭的保育（保育ママ）事業は、保護者の方が就労等のために昼間お子様を保育できない時、区が認定した家庭的保育者の自宅でお預かりする制度です。家庭的な雰囲気の中で、少人数保育の特徴を生かして愛情豊かにお子様を保育します。

**家庭的保育者とは**

保育士の有資格者または都の養成研修の受講者で、かつ保育の経験があり、子育てに理解と熱意を持つ方の中から区が認定しています。

家庭的保育者１人につき１～３名（補助者がいる場合５名まで）のお子様をお預かりします。

※家庭的保育（保育ママ）事業は、認可保育園に準じますが、個人事業のため、内容に異なる部分もあります。

**利用できる方**

・家庭的保育者を利用される方は、保育の必要性の「3 号認定」を受けている必要があります。
・短時間保育（就労時間：月 48 時間～120 時間未満）の方が対象です。
・生後 43 日以上３歳未満（４月１日現在）の健康なお子様。家庭的保育者は、個人事業のため、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。

■休　所　日■　日曜日・祝日・年末年始（土曜日は保育ができない家庭的保育者がいます。）
■開 所 時 間■　午前８時３０分～午後５時
■保 育 時 間■　午前８時３０分～午後４時３０分または午前９時～午後５時の８時間。
※短時間保育認定（8 時間）のため、いずれかの保育時間を保護者の方に選択していただきます。
■時間外保育■　上記のとおり選択した保育時間を超える場合は別途、その都度、時間外保育料金がかかります。
３０分３００円、１時間６００円です。月末までに家庭的保育者にお支払いください。
（時間外は保育ができない家庭的保育者がいます。）
■申　込　み■　認可保育園と同様に区役所の「子ども課保育園入園係」の窓口での申込みとなります。郵送・電話では申込みはできません。
■そ　の　他■
・着替え・おむつ等については、保護者の持ち込みが原則となります。(持ち物については面接時にお知らせします。)
・給食については、自園調理する家庭的保育者と近隣の保育園から給食を搬入する家庭的保育者がいます。おやつは家庭的保育者が用意します。アレルギーのお子さんはお弁当持参をお願いする場合があります。
・土曜日・時間外は保育をできない家庭的保育者がいます。（一覧表をご覧ください。）
・保育料は認可保育施設の基準額に準じます。毎月、月末までに家庭的保育者にお支払いください。
・欠席やお弁当持参の場合でも保育料は１か月分かかります。子の病気・保護者の病気・里帰り出産により欠席をする場合は２か月まで在籍でき、保育料の免除があります。（子ども課保育園入園係にご相談ください。）
・家庭的保育者は、研修、健康診断、私用などで休暇を取ることがあります。できるだけ代替保育を行いますがいつもの保育室と異なる場所で保育することがあります。また、希望に添えない場合もあり、その時は保護者の方にお休みの協力をお願いする場合もあります。（代替保育の場合、保護者の送迎場所も変わることがあります。）
・保育室の見学については、個人の家で行っていますので、希望される方は、まず子ども課保育担当（TEL ０３－５６０８－１２５３）までお電話ください。担当から家庭的保育者に連絡した後、家庭的保育者から改めてお電話します。

**保育の契約**

入所が決定しましたら、保護者の方はお子さんを連れて家庭的保育者の保育室を訪問し、保育条件、保育内容等について十分話し合っていただきます。家庭的保育者との話し合いが整った時点で、保護者と家庭的保育者との間で「契約書」を書いていただき、保育が始まります。

# 家庭的保育者（保育ママ）一覧

| 保育ママ氏名 | 住所 | 定員 | 利用時間 | 土曜日保育 |
|---|---|---|---|---|
| 児島　陵子 | 立花５丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 鈴木　まり子 | 八広３丁目 | 5 | 午前８時から午後５時３０分まで | × |
| 伊藤　典子<br>※平成29年３月末まで | 押上１丁目 | 3 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 清水　泰子 | 東向島４丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 海野　礼子 | 墨田２丁目 | 5 | 午前７時から午後８時まで | ○ |
| 千葉　恵美子 | 向島３丁目 | 3 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 情野　明美 | 向島２丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 日向　明子 | 緑３丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 小池　まゆみ | 錦糸１丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 山田　雅子 | 押上１丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 長谷山　嘉子 | 立花１丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | ○ |
| 山本　加代 | 東向島２丁目 | 3 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 石山　好子 | 押上３丁目 | 5 | 午前８時30分から午後５時まで | ○ |
| 山木　輝美 | 文花１丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 池上　晶世 | 東向島３丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 岸本　貴子 | 東向島４丁目 | 5 | 午前８時から午後６時まで | ○ |
| 石井　保子<br>※平成29年３月末まで | 緑２丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 古保　満子 | 京島１丁目 | 3 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 向井　千秋 | 東向島２丁目 | 3 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 梅村　たまみ | 緑２丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 渡辺　ちか子 | 亀沢３丁目 | 4 | 午前８時30分から午後５時まで | ○ |
| 花島　史葉 | 向島３丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 宮路　真知子 | 東駒形１丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 鈴木　恵美 | 押上３丁目 | 3 | 午前８時30分から午後５時まで | × |
| 柳谷　千尋 | 業平１丁目 | 2 | 午前８時30分から午後５時まで | × |

※伊藤典子ママ、石井保子ママは平成29年３月末休業または定年退職のため、2歳児クラスのみ募集となります。

（お問い合わせ）
〒130－8640　墨田区吾妻橋１－２３－２０
墨田区役所４階　子ども課保育担当
TEL０３－５６０８－１２５３（直通）

# ９．小規模保育所

## 小規模保育所とは..

墨田区の保育ニーズにこたえるため、子ども・子育て支援新制度の小規模保育の基準に、墨田区独自の基準を一部上乗せして墨田区が認可した保育所です。０歳児保育・１１時間以上の開所を行っています。

小規模保育所の利用に際しては、保育の必要性の認定「３号認定」を受けている必要があります。

小規模保育所には、お預かりするお子様の人数や、定員等に対する職員配置の基準等から以下の３つの型があります。

「Ａ型：常勤保育士を１０割配置する。（認可保育園に準じた職員配置）」
「Ｂ型：常勤保育士を６割以上配置する。（認証保育所に準じた職員配置）」
「Ｃ型：家庭的保育者１人に対してお子様は３人以下とする。（家庭的保育事業に準じた職員配置）」

■休　所　日■　　日曜日・祝日・年末年始
■開 所 時 間■　　午前７時１５分～午後６時１５分
■保 育 時 間■　　内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間等を考慮して決まります。

また、ならし保育については、入所後お子様が保育所に慣れるまで、短い保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力お願いします。

## 区内小規模保育所一覧

平成 27 年 10 月 31 日現在

| 保育園名 | ０歳保育受入可能月歳 | 型 ※1参照 | 延長保育 ※2参照 | 認可定員 | | 所在地 | 電話 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ０歳 | 1、2歳 | | |
| チェリッシュ曳舟 | 満３か月以上 | Ａ型 | ○ | 6 | 13 | 京島 1-36-1　1Ｆ | 6657-3309 |
| あい・あい保育園小村井園 | 満３か月以上 | Ｂ型 | ◎ | 3 | 16 | 立花 5-24-11　1Ｆ | 5631-3140 |
| ぶどうの木保育室 | 満８か月以上 | Ｃ型 | | 3 | 8 | 東駒形 4-4-8 | 3626-4360 |
| 八広ぶどうの木保育室 | 満６か月以上 | Ａ型 | | 3 | 12 | 八広 6-37-5 | 6657-1157 |
| ちゃのま保育園 | 満３か月以上 | Ａ型 | ○ | 3 | 16 | 横川 4-9-8　1Ｆ | 6240-4332 |
| （仮称）キャリー保育園東向島（平成２８年４月１日開設予定） | 生後５７日以上 | Ａ型 | ○ | 3 | 15 | 東向島 5-36-10 | 未定 |

※２　延長保育　○⇒午後 7 時 15 分まで　　◎⇒午後 8 時 15 分まで

・（仮称）キャリー保育園東向島では、障害をお持ちのお子様もお預かりできる場合があります。事前に保育園にご相談ください。
・すべての保育所で給食を実施しますが、ぶどうの木保育室は、光の園保育学校から給食を搬入し、実施します。
・ぶどうの木保育室の土曜日の保育は、光の園保育学校で行います。

# 平成２８年度入園用　連携保育園一覧

小規模保育所及び家庭的保育者（保育ママ）は、２歳児クラスで保育が終了する保育施設です。
卒園に伴う４月転所申込み（３歳児クラス）を行う場合に、該当する連携保育園を希望する場合は、調整指数の条件番号１４により、調整指数１が加算されます。
なお、連携保育園は、「連携保育園に必ず入れることを保障するものではありません。」また、「平成２９年度以降は、状況により変更する可能性があります。」ことをご了承ください。

平成２７年１０月３１日現在

| 保育施設名 | | | 連携保育園 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 小規模保育所（下記※参照） | Ａ型 | チェリッシュ曳舟 | 興望館保育園 | ひきふね保育園 | 杉の子学園保育所 |
| | Ｂ型 | あい・あい保育園小村井園 | 厚生館保育園 | 中川南保育園 | たちばな保育園 |
| | Ｃ型 | ぶどうの木 | 光の園保育学校 | 本所たから保育園 | 横川橋保育園 |
| | Ａ型 | 八広ぶどうの木 | 長浦保育園 | 八広保育園 | 木ノ下保育園 |
| | Ａ型 | ちゃのま保育園 | グローバルキッズ押上園 | 横川橋保育園 | 福神橋保育園 |
| | Ａ型 | （仮称）キャリー保育園東向島 | 長浦保育園 | あおやぎ保育園 | 木ノ下保育園 |
| 家庭的保育者（保育ママ） | 児島　陵子 | | 厚生館保育園 | 東あずま保育園 | 中川南保育園 |
| | 鈴木　まり子 | | 中川保育園 | 八広保育園 | 長浦保育園 |
| | 伊藤　典子 | | 押上保育園 | 福神橋保育園 | グローバルキッズ押上園 |
| | 清水　泰子 | | しらひげ保育園 | あおやぎ保育園 | 梅若保育園 |
| | 海野　礼子 | | 梅若保育園 | しらひげ保育園 | 水神保育園 |
| | 千葉　恵美子 | | 小梅保育園 | 寺島保育園 | 興望館保育園 |
| | 情野　明美 | | 小梅保育園 | 寺島保育園 | 杉の子学園保育所 |
| | 日向　明子 | | こひつじ保育園 | 亀沢保育園 | 立川保育園 |
| | 小池　まゆみ | | 太平保育園 | 横川橋保育園 | きんし保育園 |
| | 山田　雅子 | | 押上保育園 | 福神橋保育園 | グローバルキッズ押上園 |
| | 長谷山　嘉子 | | 東あずま保育園 | たちばな保育園 | おむらい保育園 |
| | 山本　加代 | | 杉の子学園保育所 | ナースリー保育園 | 花園保育園 |
| | 石山　好子 | | 福神橋保育園 | 文花保育園 | 共愛館保育園 |
| | 山木　輝美 | | 文花保育園 | おむらい保育園 | 共愛館保育園 |
| | 池上　晶世 | | 花園保育園 | ナースリー保育園 | 水神保育園 |
| | 岸本　貴子 | | しらひげ保育園 | 水神保育園 | あおやぎ保育園 |
| | 石井　保子 | | こひつじ保育園 | すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん | 立川保育園 |
| | 古保　満子 | | 興望館保育園 | 八広保育園 | ひきふね保育園 |
| | 向井　千秋 | | 杉の子学園保育所 | ナースリー保育園 | 花園保育園 |
| | 梅村　たまみ | | こひつじ保育園 | すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん | 立川保育園 |
| | 渡辺　ちか子 | | 亀沢保育園 | こひつじ保育園 | 太平保育園 |
| | 花島　史葉 | | 小梅保育園 | 寺島保育園 | 興望館保育園 |
| | 宮路　真知子 | | 本所たから保育園 | 東駒形保育園 | 育正保育園 |
| | 鈴木　恵美 | | 文花保育園 | 福神橋保育園 | 共愛館保育園 |
| | 柳谷　千尋 | | 本所たから保育園 | 横川橋保育園 | 光の園保育学校 |

※小規模保育所の「型」について
「Ａ型：常勤保育士を１０割配置する。（認可保育園に準じた職員配置）」
「Ｂ型：常勤保育士を６割以上配置する。（認証保育所に準じた職員配置）」
「Ｃ型：家庭的保育者１人に対してお子様は３人以下とする。（家庭的保育者（保育ママ）に準じた職員配置）」

# １０．認定こども園

## 認定こども園とは..

就学前の児童に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに子育て支援事業を実施する施設です。保育機能を利用できるのは、認可保育施設と同様に、保育の必要性について２号または３号認定を受けた方です。認定こども園を希望する場合は、通常の認可保育施設と同様に区役所で受付し、利用調整を行います。なお、３歳以上で幼児教育のみを希望する場合(１号認定)は、施設が直接申込みを受け、決定します。お問合せ・お申込みについては直接施設にご確認ください。

(4 ページ「2.子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」について」をご参照ください。)

認可保育施設とは異なるため、保育内容等を施設に事前に確認してください。

※申込みをご検討する方は事前に施設見学等を行うようにしてください。

認定こども園の申込みにあたっては、以下の内容をご理解ください。

○　幼稚園と一体的な運営を行うなど、認定こども園は認可保育施設とは異なるため、保育内容等を施設から事前に確認していることが申込みの条件となります。

○　保育料（利用者負担額）とは別に上乗せ徴収を求められることがあります。

## 区内の認定こども園

平成２７年 10 月 31 日現在

| 認定こども園名 | 類型 | 認可定員 | | | | 所在地 | 電話 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | | |
| 両国幼稚園 | 幼稚園型 | 6 | 6 | 6 | 6 | 両国 2-8-10 | 3632-7959 |
| 平成２８年度入園募集の有無 | | ○ | × | × | × | | |

認定こども園（幼稚園型）とは、認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプであり、幼保連携型認定こども園や認可保育施設とは目的が異なります。

■保 育 時 間■　　午前８時３０分～午後４時３０分

＜入園説明会のご案内＞

平成２８年度入園の２歳児（３号認定）について、入園説明会を下記のとおり行います。

■日　時■　①平成２７年１１月１４日（土）　午前１０時～午前１１時
　　②平成２７年１１月１８日（水）　午後２時～午後３時

■場　所■　両国幼稚園　ホール

■その他■

○　①と②の内容は同じです。ご都合の良い方にご参加ください。ご予約は不要です。

○　２歳児は両国幼稚園付属教育研究所の所属となり、両国幼稚園入園とは異なります。

○　園の教育方針等をご理解のうえ入園を検討していただきたく、入園説明会の参加をお願いします。

○　入園説明会は、保護者の方のみ参加となります。

○　お問い合わせは、直接、両国幼稚園までお願いします。保育の都合から、対応は水曜日午後３時から午後５時までの間に限らせていただきます。

# １１．墨田区利用調整基準（選考基準）

## （1）基準指数

提出書類（本書 7 ページの「■申込みの時に必要な書類■」に記載のあるもの）を基に「保護者の状況」の「類型」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。
「保護者の状況」が複数の「類型」に該当する場合、その複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

| 番号 | 保護者の状況 | | | | 基準指数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 類型 | | 細目 | | |
| 1 | 就労 | 居宅外労働 | 外勤又は居宅外自営 | 週５日以上 週 40 時間以上の就労を常態 | 20 |
| 2 | | | | 週５日以上 週 37 時間以上の就労を常態 | 18 |
| 3 | | | | 週５日以上 週 35 時間以上の就労を常態<br>または上記番号 1、2 で比較的勤務時間の自由なもの | 16 |
| 4 | | | | 週４日以上 週 30 時間以上の就労を常態 | 14 |
| 5 | | | | 週４日以上 週 24 時間以上の就労を常態 | 12 |
| 6 | | | | 週３日以上 週 18 時間以上の就労を常態 | 10 |
| 7 | | | | 週３日以上 週 12 時間以上の就労を常態 | 8 |
| 8 | | 居宅内労働 | 居宅内自営 | 週５日以上 週 40 時間以上の就労を常態 | 20 |
| 9 | | | | 週５日以上 週 37 時間以上の就労を常態 | 18 |
| 10 | | | | 週５日以上 週 35 時間以上の就労を常態<br>または上記番号 8、9 で比較的勤務時間の自由なもの | 16 |
| 11 | | | | 週４日以上 週 30 時間以上の就労を常態 | 14 |
| 12 | | | | 週４日以上 週 24 時間以上の就労を常態 | 12 |
| 13 | | | | 週３日以上 週 18 時間以上の就労を常態 | 10 |
| 14 | | | | 週３日以上 週 12 時間以上の就労を常態 | 8 |
| 15 | | | 内職 | 週３日以上 日中週 12 時間以上を常態 | 6 |
| 16 | 妊娠 | | 妊娠中（下記の「出産」に該当する期間を除く）の者 | | 5 |
| 17 | 出産 | | 出産予定月を中心に前後 2 か月の計 5 か月の期間にある者 | | 12 |
| 18 | 疾病又は負傷 | | 入院 | 1 か月以上の入院 | 20 |
| 19 | | | 居宅内療養 | 寝たきり、精神性・感染性疾病 | 20 |
| 20 | | | | 常時安静を要する場合、または週３日以上の通院･通所 | 14 |
| 21 | | | | 上記以外の一般療養中 | 8 |
| 22 | 障害 | | 身体障害者手帳１～２級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持 | | 20 |
| 23 | | | 身体障害者手帳３級 | | 16 |
| 24 | | | 身体障害者手帳４級～6 級 | | 12 |
| 25 | 介護又は看護 | | 寝たきりの者・心身障害者等の常時介護・看護・付添い | | 20 |
| 26 | | | 寝たきりの者・心身障害者等の随時介護・看護・付添い<br>または、週３日以上の通院･通所･入院の付添い（指数は番号 1～7 を準用） | | 8～20 |
| 27 | | | 上記以外で介護･看護を必要とする場合 | | 8 |
| 28 | 災害復旧 | | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 | | 20 |
| 29 | 求職活動 | | 内定 | 週５日以上 週 40 時間以上の就労を常態 | 12 |
| 30 | | | | 週５日以上 週 35 時間以上の就労を常態 | 10 |
| 31 | | | | 上記以外の内定 | 6 |
| 32 | | | 未定 | 就労先未定 | 4 |
| 33 | 就学・職業訓練 | | 学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校、または職業訓練校に通学<br>（指数は番号１～7 を準用） | | 8～20 |
| 34 | | | 上記に内定している場合（指数は番号 29～31 を準用） | | 6～12 |
| 35 | 虐待・ＤＶ | | 児童虐待防止法第 2 条又は配偶者暴力防止法第 1 条の対象者と認められている場合 | | 20 |
| 36 | 不存在 | | 死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの | | 20 |
| 37 | その他 | | 前各号に掲げるもののほか、保育施設の利用が必要であると認められる場合 | | 4～20 |

◎ 基準指数についての注意事項

※休憩時間６０分までは就労時間に算入します。

## （2）調整指数・・・基準指数に加算・減算します。

| 条件番号 | 条　　件 | 調整指数 |
|---|---|---|
| 1 | 保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労または就労内定しているとき。 | 6 |
| 2 | 保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。 | 4 |
| 3 | 保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。 | 2 |
| 4 | ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。 | 7 |
| 5 | ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当するとき。 | 3 |
| 6 | ひとり親家庭に準ずると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。 | 5 |
| 7 | ひとり親家庭に準ずると認められる場合。 | 2 |
| 8 | 保護者が入院により保育に当たることができないとき（基準指数の細目が入院に該当する者に限る）。 | 3 |
| 9 | 主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき（基準指数の類型が求職活動の者に限る）。 | 6 |
| 10 | 申込児童が、身体障害者手帳もしくは愛の手帳を保持する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合。 | 4 |
| 11 | 申込児童が、双生児その他これに類する児童であるとき。（ともに新規入園の申込みの場合に限る。） | 2 |
| 12 | 保育ママ、グループ型保育施設及び小規模保育施設から認可保育園への転所を希望する場合。 | 1 |
| 13 | ２歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園及び３歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園に伴う４月転所申込みの場合。 | 7 |
| 14 | 条件番号 13 に該当する場合で、かつ、連携保育園への転所を希望するとき。 | 1 |
| 15 | 別々の保育施設に在所している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への転所を希望するとき。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号 13 又は 18 に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす） | 7 |
| 16 | 兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く。）。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号 13 又は 18 に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす） | 3 |
| 17 | 同時に２人以上の児童の保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。 | 1 |
| 18 | 転居等により、保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。 | 1 |
| 19 | 申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月 48 時間以上預けているとき | 2 |
| 20 | 基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳 1 級から 3 級まで、愛の手帳 1 度から 3 度まで又は精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級までを保持するとき。 | 1 |
| 21 | 基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき（介護・看護を行うことにより就労時間が週 40 時間に到達できない者に限る）。 | 1 |
| 22 | 各申込み締切日時点で、保護者が産後休暇または育児休業を取得している場合で、復職を予定しているとき。（条件番号 19 に該当するものを除く。） | 2 |
| 23 | 保護者の勤務実績が正規の勤務日数の 50%以下であると判断される場合（直近３か月のうちひと月でも該当すれば適用する。）。 | －2 |
| 24 | 親族その他の者が同居しており、申込児童を保育することが可能な場合。 | －2 |
| 25 | ３か月以上の保育料の滞納がある場合（ただし、すでに当該滞納に対する納付相談を行い、分割納付等を開始している場合を除く。）。 | －2 |
| 26 | 墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯（転入予定者は除く）。 | －1 |
| 27 | 児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。 | 1～5 |

◎ 調整指数についての注意事項

※番号４、５の「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 2 条に規定する家庭をいう。
　例）父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、DV 防止法による保護命令等
※番号 4、6の「近隣」とは、申込児童の居所から直線距離１００m以内をいう。
※番号 10 の「同程度の障害」は、P8 に記載の証明書が必要です。
※番号 12 と番号 13 の両方に該当する場合は、番号 13 が適用されます。
※番号 13 の「2 歳児クラスで保育が終了する保育施設」とは、横川さくら保育園、横川さくら保育園立花分園、保育ママ及び小規模保育施設をいう。「3 歳児クラスで保育が終了する保育施設」とはわらべみどり保育園向島分園をいう。
※番号 13 でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する（4 月以降進級できるクラスがない）状態を指す。
※番号 18 は、原則として２ｋm以上の転居を理由としたものに適用されます。
※番号 19 は、契約書または保育施設受託証明書の添付が必要です。
※番号 19 と番号 22 の両方に該当する場合は、番号 19 が適用されます。
**※番号 24 は、19 歳から 64 歳の親族等と同居している場合で、その方の在職証明書、病状内容確認書等の保育をすることができない証明書類の提出がない場合に適用されます。**

### （３）優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。

| 順位 | 項目 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | 緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯<br>（虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等） | |
| 2 | 保護者のいずれかの類型が不存在である | |
| 3 | 保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入所希望日以降もその状態が継続する予定である | ※1 |
| 4 | 申込児童と同居する親族（保護者含む）が身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を保持し、または要介護の認定を受けている場合 | |
| 5 | 保護者が保育士もしくは保育教諭として、区内の保育施設に月１２０時間以上勤務している場合、または区内の学童クラブにおいて児童の育成に従事する者（学童クラブ指導員等）として月１２０時間以上勤務している場合 | 保護者の両方が該当する世帯を上位とする |
| 6 | 前年度の住民税が非課税である世帯 | |
| 7 | 父母の基準指数（調整指数を付する前の指数）の合計が高い世帯 | |
| 8 | 母の基準指数（調整指数を付する前の指数）が高い世帯 | 父子世帯の場合は父の基準指数 |
| 9 | 保護者の類型が就労である<br>細目の優先順位は①居宅外労働　②居宅内労働（自営）　③居宅内労働（内職）の順とする | 保護者は母を先に参照し、その順位が同位の場合は、父の順位を参照する。（父子世帯の場合は父のみ参照する） |
| 10 | 保護者の類型が以下に該当する<br>優先順位は①出産　②妊娠　③疾病・負傷　④障害　⑤介護・看護<br>⑥災害復旧　⑦求職活動　⑧就学・職業訓練　の順とする | |
| 11 | 新規入所（申込児童が区の保育施設に入所していない）申込みである | |
| 12 | 養育している子どもの人数の多い世帯 | 平成９年４月２日以降生まれた子ども |
| 13 | 保育料の滞納が無い世帯 | |
| 14 | 保護者の前年度（1 月から 3 月までの入所選考にあっては、当該年度）の住民税の合計額が低い世帯 | ※2 |
| 15 | 墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯 | 保護者のうち期間の長い者で判定 |

※　単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用します。
※　前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とします。
※　父母以外の者が保護者の場合はそれぞれ読み替えて適用します。

## １２．よくあるご質問

**Q1.**　公立・私立・公設民営保育園の違いはなんですか。保育料（利用者負担額）はそれぞれ違いますか。

**A1.**　公立保育園は区が設置・運営しています。私立保育園はそれぞれ社会福祉法人などが設置・運営しています。そのため、私立保育園では、保育方針や園の雰囲気などにそれぞれの特色があります。公設民営保育園は、公立保育園の運営を民間事業者に委託しています。保育料（利用者負担額）は、園の種類による違いはありません。園独自の事業など、保育料以外にかかる費用については各園にお問い合わせください。

**Q2.**　希望園は、どのように決めたらよいでしょうか。

**A2.**　通える範囲内かどうか所在地をよくご確認ください。保育園の施設・環境は園によって異なりますので、事前に見学に行かれることをおすすめします。見学する場合はあらかじめ保育園に直接連絡をしてください。

**Q3.**　募集のあるところにしか申込みできませんか。希望順位は選考に影響しますか。

**A3.**　募集のある・なしに関わらず、行きたい園を行きたい順に記入してください。申込みの時点で募集がなくても、急な退園などにより選考中に空きが生じることもあります。なお、「第一希望だから有利、第○希望だから不利」、また、「第一希望のみだから有利」ということはありません。

**Q4.**　入園の選考方法は、先着順ですか。抽選ですか。

**A4.**　先着順や抽選ではなく、書類選考です。18 ページ・19 ページの利用調整基準（選考基準）に基づき、提出された書類をもとに点数（指数）を付けさせていただき、区の利用調整会議（選考会議）において世帯の点数の高い順に内定します。点数が同点となった場合は、20 ページの優先順位により決定します。

Q5. 入園の申込みをしましたが、入園ができませんでした。翌月以降も毎月申込みが必要ですか。
A5. 申込書を受理してから、平成 28 年 11 月 30 日（平成 28 年 12 月入所分）まではその申込書は有効なので、毎月の申込みは不要です。ただし、「希望施設の変更」「就労状況の変更」「認可外保育室等に預け始めた」など、当初の申込み時と状況が変わった場合は、必ずご連絡のうえ、各月締切日までに必要書類の提出を行ってください。

Q6. 入園できず待機していますが、保育園に空きが出たら連絡は来ますか。保育施設利用調整結果（利用不可）通知書は、毎月送られてきますか。
A6. 空きが出ただけでは連絡はいたしません。内定した場合に電話連絡をいたします。また、保育施設利用調整結果（利用不可）通知書は申込みをした最初の月のみ送付します。それ以降はお知らせはしません。空き情報は、墨田区ホームページでも確認することができます。ホームページのアドレスは本書の表紙をご覧ください。

Q7. 子どもに障害があります。入園できますか。
A7. 病状内容確認書または集団保育が可能で日々通園できることと保育園での医療行為が必要ないことが明記された医師の診断書（原本）が必要です。保育園の施設･環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子様を連れて保育園に見学に行き、お子様の状況について園にご相談ください。なお、障害の有無にかかわらず、保育園では専門的、個別の訓練や医療行為（治療等）は行っておりません。また、保育園の受入態勢が整わず、入園をお受けできない場合があります。

Q8. ４月の転所を申込み、内定通知をもらった時点で転所を辞退して、元の園に戻ることはできますか。
A8. 在園中の園には次に入園する方が決まっているため、元の保育園には戻れませんので、退園していただくことになります。転園の申込みを取り下げる場合は、各月の締切日までに必ずご連絡ください。

Q9. １日の就労時間数はどのように計算するのですか。
A9. 雇用契約の就労開始時間から終了時間まで（休憩時間 1 時間までは就労に算入）が基本です。育児のための時短の取得についても、勤務日数が減らなければ雇用契約の就労開始時間から終了時間まで（休憩時間 1 時間までは就労に算入）で計算します。

Q10. 求職中で申し込んでいます。入園後、働く予定ですが、何時間以上働かなければいけないのでしょうか。
A10. 月 48 時間以上の就労が必要です。

Q11. ならし保育はありますか。
A11. 入園後、お子様が保育園に慣れるまで、短い時間から始めて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力お願いします。

Q12. 保育園は何時から何時まで預けることができますか。
A12. お子様をお預かりする時間は、内定した保育園で面接を行い、認定の利用区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の仕事時間等を考慮して決まります。「標準時間保育」の場合は、午前7時15分～午後6時15分までの間で最大11時間、「短時間保育」の場合は、午前9時～午後5時までの間で最大8時間です。これらの時間を超えて保育を必要とする場合は、それぞれ延長保育の対象となります。

Q13. 保育料（利用者負担額）はどうやって決めるのでしょうか。
Q13. お子様の父母それぞれの区市町村民税額の合計で階層判定を行い、保育料（利用者負担額）を決定しますが、父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者（家計の主宰者）の課税額を含めて階層判定を行うことになります。
　また、父母の離婚が成立していない場合は、別居していても、父母の税額の合計で階層判定を行います。

## １３．内定や入園の辞退

内定や入園の辞退をするときは、至急、子ども課保育園入園係（TEL03-5608-6152）までご連絡いただき、内定辞退届を提出してください。届出用紙は区のホームページからダウンロードできます。
連絡及び届け出が遅れますと、保育料（利用者負担額）が発生しますのでご注意ください。

## １４．保育施設を利用できる期間

保育施設は、保育の必要性があるお子様をお預かりする施設です。入所した後も保育が必要な状態が続いていることが保育施設に通うための要件となります。入所後、保育施設を利用できる期間と必要書類は、次のとおりです。

| 入所時の<br>保育が必要な事由 | 保育施設を<br>利用できる期間 | 備考 |
|---|---|---|
| 就労 | 就労している期間 | |
| ※育児休業中 | １か月 | ※入所月の翌月１日までに復職し、復職証明書を提出してください。 |
| 求職中 | ３か月 | ※３か月以内に就労し、在職証明書または就労状況申告書を提出してください。 |
| 出産・妊娠 | 出産月の２か月後まで | ※その後は保育要件がなくなり退所となります。引き続き通いたい場合は、就労等の保育要件が必要です。 |
| 就労内定 | １か月 | ※１か月以内に就労を開始し、在職証明書等を提出してください。 |
| 入院･疾病･介護 | 治療･介護に要する期間 | |
| 就学中 | 在学している期間 | |

- 「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合や、期日までに必要書類の提出がない場合は退所になります。
- 入所した後も、毎年、次年度の継続通所の意思と保育の必要性を確認するための書類（継続確認書・在職証明書等）を提出していただきます。
- 育児休業中、求職中、就労内定の方は「就労を証明する書類」を提出することにより、最長で就学前までの期間となります。提出が無い場合は、退所となります。

## １５．保育料（利用者負担額）

保育料（利用者負担額）は、24 ページの「保育料（利用者負担額）徴収基準額表」に従い、保護者の所得等の状況と、お子様の年齢により決定します。

４～８月分の保育料は 27 年度区市町村民税、９～３月分の保育料は 28 年度区市町村民税をもとに計算します。

毎月１日に在園していれば、その月分をお支払いいただきます。

退所する場合は、前月の 15 日までに届出が必要です。

■納入方法■

- 保育料の納期限（口座振替日）は、その月の末日です。末日が土日・祝日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に口座振替を行います。
- 残高不足等で口座からの振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、翌月分と一緒に振替をいたします。（2 か月分の保育料振替が限度となります）

※　保育料をお納めいただけない場合は、地方税と同様に滞納処分(給与等の差し押さえ)をすることがあります。お支払い忘れのないようご注意ください。

## １６．保育料の決定に必要な書類　※入所申込み時に提出済みの場合は再提出不要です。

### （1）住民税決定通知書または住民税課税（非課税）証明書（扶養義務のある方全員分）

| 住民登録の有無 | 27 年度住民税の申告の有無 | 提出する書類 |
|---|---|---|
| 平成２７年１月１日現在、墨田区に住民登録があった方 | 申告済み | 提出書類はありません<br>（当区の税務課に課税状況を照会します） |
| | 未申告 | 平成２７年度の申告をした後、住民税課税（非課税）証明書を提出 |
| 平成２７年１月１日現在、墨田区に住民登録がなかった方 | 申告済み | ・住民税決定通知書　または<br>・住民登録があった区市町村から住民税課税（非課税）証明書を取り寄せて提出 |
| | 未申告 | 住民登録があった区市町村で平成２７年度の申告をした後、住民税課税（非課税）証明書を提出 |

| 住民登録の有無 | 28 年度住民税の申告の有無 | 提出する書類 |
|---|---|---|
| 平成２８年９月以降入所の場合で、平成２８年１月１日現在、墨田区に住民登録がなかった方 | 申告済み | ・住民税決定通知書　または<br>・住民登録があった区市町村から住民税課税（非課税）証明書を取り寄せて提出 |
| | 未申告 | 住民登録があった区市町村で平成２８年度の申告をした後、住民税課税（非課税）証明書を提出 |

※　住民税が未申告または確認できない場合、保育料（利用者負担額）は D23 階層（最高額）となります。必ず申告をしてください。

※　住民税の申告をしたかご不明の場合は、申告の有無を税務課にご確認ください。

### （２）「保育料口座振替依頼書」

保育料支払のための書類です。入園内定後に専用の用紙をお渡しします。ご記入後、金融機関で手続きが必要です。金融機関の確認印があるものを提出してください。

# １７．保育料（利用者負担額）徴収基準額表

＜平成 28 年度＞

・標準時間保育保育料（利用者負担額）

（単位　円）

| 階層 | 区民税等の条件 | 保育料（月額） | | | | | | 延長保育料（月額）<br>1日あたり1時間の場合の月額保育料 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0～2 歳児 | | 3 歳児 | | 4、5 歳児 | | 0～2 歳児 | 3 歳児 | 4、5 歳児 |
| | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 第1子、第2子 | | |
| A | 生活保護世帯等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B | 区民税非課税（ひとり親世帯） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 区民税非課税（その他の世帯） | 2,100 | 1,050 | 2,100 | 1,050 | 2,100 | 1,050 | 200 | 200 | 200 |
| C | 区民税均等割のみ | 3,300 | 1,650 | 2,600 | 1,300 | 2,600 | 1,300 | 800 | 800 | 800 |
| D1 | 区民税所得割 5,000 円未満 | 3,600 | 1,800 | 3,100 | 1,550 | 3,100 | 1,550 | | | |
| D2 | 5,000～10,000 円未満 | 4,200 | 2,100 | 3,900 | 1,950 | 3,800 | 1,900 | | | |
| D3 | 10,000～23,200 円未満 | 8,400 | 4,200 | 7,200 | 3,600 | 7,200 | 3,600 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| D4 | 23,200～36,400 円未満 | 10,100 | 5,050 | 9,000 | 4,500 | 8,900 | 4,450 | | | |
| D5 | 36,400～48,600 円未満 | 11,300 | 5,650 | 11,100 | 5,550 | 11,000 | 5,500 | | | |
| D6 | 48,600～72,800 円未満 | 17,600 | 8,800 | 12,800 | 6,400 | 12,700 | 6,350 | 1,800 | 1,600 | 1,600 |
| D7 | 72,800～97,000 円未満 | 21,600 | 10,800 | 14,800 | 7,400 | 14,700 | 7,350 | 2,200 | | |
| D8 | 97,000～115,000 円未満 | 24,600 | 12,300 | 16,900 | 8,450 | 16,800 | 8,400 | 2,400 | | |
| D9 | 115,000～133,000 円未満 | 26,800 | 13,400 | 18,500 | 9,250 | 18,400 | 9,200 | 2,600 | 1,800 | 1,800 |
| D10 | 133,000～151,000 円未満 | 28,800 | 14,400 | 19,800 | 9,900 | 19,700 | 9,850 | 2,800 | 2,000 | 1,900 |
| D11 | 151,000～169,000 円未満 | 31,000 | 15,500 | 21,100 | 10,550 | 20,800 | 10,400 | 3,100 | 2,200 | 2,100 |
| D12 | 169,000～185,500 円未満 | 33,600 | 16,800 | 23,300 | 11,650 | 21,700 | 10,850 | 3,300 | 2,300 | |
| D13 | 185,500～202,000 円未満 | 35,600 | 17,800 | 24,600 | 12,300 | | | 3,500 | 2,400 | |
| D14 | 202,000～218,500 円未満 | 37,200 | 18,600 | 25,500 | 12,750 | | | 3,700 | 2,500 | |
| D15 | 218,500～235,000 円未満 | 39,000 | 19,500 | 26,600 | 13,300 | | | 3,900 | 2,600 | |
| D16 | 235,000～251,500 円未満 | 41,400 | 20,700 | 27,500 | 13,750 | 22,500 | 11,250 | 4,100 | 2,700 | 2,200 |
| D17 | 251,500～268,000 円未満 | 43,000 | 21,500 | | | | | 4,300 | | |
| D18 | 268,000～284,500 円未満 | 44,400 | 22,200 | | | | | 4,400 | | |
| D19 | 284,500～301,000 円未満 | 46,000 | 23,000 | | | | | 4,600 | | |
| D20 | 301,000～349,000 円未満 | 50,500 | 25,250 | 28,300 | 14,150 | 23,400 | 11,700 | 5,000 | 2,800 | 2,300 |
| D21 | 349,000～397,000 円未満 | 56,300 | 28,150 | | | | | 5,600 | | |
| D22 | 397,000～443,600 円未満 | 61,500 | 30,750 | | | | | 6,100 | | |
| D23 | 443,600 円以上 | 65,500 | 32,750 | | | | | 6,500 | | |

- ４～８月分の保育料は２７年度区市町村民税、９～３月分の保育料は２８年度区市町村民税をもとに計算されます。
- 区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は、適用されません。
- 小学校就学前の範囲内に子どもが２人以上いる場合、最年長の子どもは第 1 子、その下の子は第２子の保育料が適用されます。
- 第 3 子以降の保育料及び延長保育料は無料になります。
- 私立の認可保育園、保育ママ、小規模保育所の延長保育料は、施設にご確認ください。
- 保育料は、平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年で段階的に改定します。

・短時間保育保育料（利用者負担額）

（単位　円）

| 階層 | 区民税等の条件 | 保育料（月額） | | | | | | 延長保育料（月額）※適用時間は保育短時間の前後の30分単位 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0～2歳児 | | 3歳児 | | 4、5歳児 | | 0～2歳児 | 3歳児 | 4、5歳児 |
| | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 第1子、第2子 | | |
| A | 生活保護世帯等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B | 区民税非課税（ひとり親世帯） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 区民税非課税（その他の世帯） | 2,000 | 1,000 | 2,000 | 1,000 | 2,000 | 1,000 | 100 | 100 | 100 |
| C | 区民税均等割のみ | 3,100 | 1,550 | 2,500 | 1,250 | 2,500 | 1,250 | 400 | 400 | 400 |
| D1 | 区民税所得割 5,000円未満 | 3,400 | 1,700 | 3,000 | 1,500 | 3,000 | 1,500 | | | |
| D2 | 5,000～10,000円未満 | 4,000 | 2,000 | 3,700 | 1,850 | 3,600 | 1,800 | | | |
| D3 | 10,000～23,200円未満 | 7,900 | 3,950 | 6,800 | 3,400 | 6,800 | 3,400 | 550 | 550 | 550 |
| D4 | 23,200～36,400円未満 | 9,500 | 4,750 | 8,500 | 4,250 | 8,400 | 4,200 | | | |
| D5 | 36,400～48,600円未満 | 10,600 | 5,300 | 10,500 | 5,250 | 10,400 | 5,200 | | | |
| D6 | 48,600～72,800円未満 | 16,600 | 8,300 | 12,100 | 6,050 | 12,000 | 6,000 | 850 | 750 | 750 |
| D7 | 72,800～97,000円未満 | 20,300 | 10,150 | 13,900 | 6,950 | 13,800 | 6,900 | 1,050 | | |
| D8 | 97,000～115,000円未満 | 23,100 | 11,550 | 15,900 | 7,950 | 15,800 | 7,900 | 1,150 | | |
| D9 | 115,000～133,000円未満 | 25,200 | 12,600 | 17,400 | 8,700 | 17,300 | 8,650 | 1,250 | 850 | 850 |
| D10 | 133,000～151,000円未満 | 27,100 | 13,550 | 18,600 | 9,300 | 18,500 | 9,250 | 1,350 | 950 | 900 |
| D11 | 151,000～169,000円未満 | 29,100 | 14,550 | 19,800 | 9,900 | 19,600 | 9,800 | 1,450 | 1,000 | 1,000 |
| D12 | 169,000～185,500円未満 | 31,600 | 15,800 | 21,900 | 10,950 | 20,400 | 10,200 | 1,550 | 1,050 | |
| D13 | 185,500～202,000円未満 | 33,400 | 16,700 | 23,100 | 11,550 | | | 1,650 | 1,100 | |
| D14 | 202,000～218,500円未満 | 34,900 | 17,450 | 24,000 | 12,000 | | | 1,700 | 1,150 | |
| D15 | 218,500～235,000円未満 | 36,600 | 18,300 | 25,000 | 12,500 | | | 1,800 | 1,200 | |
| D16 | 235,000～251,500円未満 | 38,900 | 19,450 | 25,800 | 12,900 | 21,200 | 10,600 | 1,900 | 1,250 | 1,050 |
| D17 | 251,500～268,000円未満 | 40,400 | 20,200 | | | | | 2,000 | | |
| D18 | 268,000～284,500円未満 | 41,700 | 20,850 | | | | | 2,050 | | |
| D19 | 284,500～301,000円未満 | 43,200 | 21,600 | | | | | 2,150 | | |
| D20 | 301,000～349,000円未満 | 47,400 | 23,700 | 26,600 | 13,300 | 22,000 | 11,000 | 2,350 | 1,300 | 1,100 |
| D21 | 349,000～397,000円未満 | 52,900 | 26,450 | | | | | 2,600 | | |
| D22 | 397,000～443,600円未満 | 57,700 | 28,850 | | | | | 2,850 | | |
| D23 | 443,600円以上 | 61,500 | 30,750 | | | | | 3,050 | | |

## １８．公立・公設民営保育園の延長保育

延長保育は、１歳の誕生日が属する月から利用できます。入園の申込みとは別に入園内定後、各月の締切日までに、通園する保育園に直接申込んでください（転園の場合も、転園先で申込みが必要です）。

なお、延長保育を行っている保育園に入園（転園）が決定しても、希望者が定員を超えた場合は選考となり、すぐに延長保育を利用できないことがありますので、予めご了承ください。

**■延長保育の利用基準■**

両親がともに仕事で週３日以上、午後６時15分までにお迎えが間にあわないこと等が書類で確認できる場合に選考の対象になります。

**■スポット延長保育■（公立保育園：午後７時15分まで）（公設民営園：午後８時15分まで）**

通常の延長保育（月単位）とは異なり、保護者の急な残業などの場合に、１日単位で利用できます。延長保育を行っている保育園に当日空きがある場合、１時間単位でお申込みができます。申込み方法、料金等については各園にお問い合わせください。

※ 延長保育を行っていない園があります。９ページの「６．区内認可保育園一覧」でご確認ください。

**◆私立保育園、保育ママ、小規模保育所の延長保育については、各施設にお問合せください。**

## １９． 区外の保育施設を希望する場合

区外の保育施設を希望する場合は、必ず利用を希望する区市町村に連絡をとり、申込みができるかどうか、希望する保育施設の空き状況、希望できる保育施設の数、申込締切日、必要書類について確認してください。その際、住所が墨田区であることや、転入予定・勤務先があること等を必ずお話しください。

墨田区の申込書等を使い、墨田区役所 4 階の子ども課保育園入園係の窓口まで、申込みください。利用を希望する区市町村に書類を送付しますので、申込先区市町村の締切日の 1 週間前までにお願いします。

※ 転出予定の場合は、転居と同時に、転出先の区市町村で申込手続きを行ってください。手続きを行わないと、内定が無効になる場合がありますので、ご注意ください。

## ２０．区外にお住まいの方が保育施設を希望する場合

区外にお住まいの方で、墨田区に転入予定または墨田区に勤務地がある方は、現在お住まいの区市町村へ申込みをしてください。

転入予定の申込みの場合、入所希望月前月末日までに転入することが必要となります。転入することがわかる書類（賃貸借契約書・売買契約書等写し）を添付してください。

転入後は必ず、入所希望月前月末日までに子ども課保育園入園係まで申込み手続きを行う必要があります。申込み手続きが行えない場合、入所内定を取消し、申込みは取下げとなります。

**◆転入予定のない方の申込制限**

・墨田区に勤務地がない方や、求職中の方は申込みができません。
・墨田区に勤務地があっても、育児休業中（復職予定での申込を除く）の方は申込みができません。
・保護者が墨田区在勤者の場合、0 歳～2 歳児は、10 月入所から申込みできます。

## ２１．子育てに関する問合せ先

| 内容 | 担当 | 電話 |
|---|---|---|
| 子育て総合相談・緊急一時保育など | 子育て支援総合センター | ５６３０－６３５１ |
| 年末保育 | 子ども課保育係 | ５６０８－６１６１ |
| 一時保育 | あおやぎ保育園 | ３６１４－６７８９ |
| | 横川さくら保育園（２歳児クラスまで） | ５６０８－４５２５ |
| | 押上保育園 | ３６２３－６０３０ |
| | こひつじ保育園 | ５６００－１２１１ |
| | わらべみどり保育園 | ５６３８－１５５１ |
| | 墨田みどり保育園 | ３６２４－４５０８ |
| | 両国・なかよし保育園 | ５６３８－５８３５ |
| | そらまめ東あずま駅前園 | ６６５７－０９３６ |
| 一時預かり | 両国子育てひろば保育室 | ３６２１－６５２５ |
| | ベタニヤホームおひさま保育室 | ６６５９－２７７７ |
| | 墨田みどり保育園 | ３６２４－４５０８ |
| 休日保育（あおやぎ保育園） | 子ども課保育園入園係 | ５６０８－６１５２ |
| 休日保育（こひつじ保育園） | こひつじ保育園 | ５６００－１２１２ |
| ファミリー・サポート | すみだファミリー・サポート・センター | ５６０８－２０２０ |
| 子育てひろば・子育て相談 | 両国子育てひろば | ３６２１－６４５５ |
| | 文花子育てひろば | ５６３０－６０２７ |
| 手当・医療費助成等 | 子育て支援課児童手当・医療助成係 | ５６０８－６１６０ |

# 22．その他の保育サービスのご案内

## （１）認証保育所　　助成金のお問合せ：子ども課保育担当（TEL03-5608-1253）

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都独自の基準により認証した保育所です。0 歳児保育・13 時間以上の開所を行っています。申込み方法等は各園に直接お問い合わせください。

平成27年 10 月 31 日現在

| 保育園名 | 年齢 | 住所 | 電話 |
|---|---|---|---|
| ムーミン保育室 | 生後 3 か月～就学前 | 太平 3-19-1 | 3626-2001 |
| ひまわり保育園 | 生後 45 日～2 歳 | 押上 2-32-10 | 3610-2951 |
| ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園 | 生後 1 か月～就学前 | 堤通 2-8-2 | 3616-0611 |
| アスク両国保育園 | 生後 45 日～就学前 | 亀沢 2-14-9 | 5608-4382 |
| こすもす保育園 | 生後 3 か月～就学前 | 錦糸 1-14-7 | 5819-4588 |
| ポピンズナーサリースクールすみだ | 生後 57 日～就学前 | 太平 4-1-1 | 5637-2137 |
| ゆらりん曳舟保育園 | 生後 57 日～2 歳 | 京島 1 -38-1-107 | 5631-6888 |
| 小学館アカデミーひきふね駅前保育園 | 生後 57 日～就学前 | 京島 1-1-1-314 | 3610-8178 |
| マミーズエンジェル墨田みなみ保育園 | 生後 43 日～就学前 | 亀沢 4-24-13 | 3621-8825 |
| 保育園夢未来錦糸町園 | 生後 43 日～就学前 | 太平 3-3-12 | 5637-8737 |

※　小学館アカデミーひきふね駅前保育園は平成２８年４月から認可化される予定です。

※　墨田区内外の認証保育所を月極契約で利用される保護者の方に、認可保育園に入園した場合の保育料（月額）との差額に応じて、月 25,000 円を限度とする助成制度があります。ただし、区内に住所があることなどの条件があります。

## （２）定期利用保育　　詳細は各施設に直接お問い合わせください。

パートタイム勤務や短時間就労等の保護者の方で保育が必要な方のためのものです。健康で集団保育が可能な児童で一定程度（１か月以上）継続的に保育が必要なお子様を、保護者の就労形態等に対応してお預かりします。

| 名称 | 対象年齢 | 住所 | 電話 |
|---|---|---|---|
| 両国子育てひろば保育室 | 生後 6 か月～2 歳 | 横網 1-2-13 | 3621-6525 |
| ベタニヤホームおひさま保育室 | １歳～2 歳 | 江東橋 5-4-1 | 6659-2777 |
| 墨田みどり保育園 | 生後 6 か月～2 歳 | 亀沢 3- 7 -11 | 3624-4508 |
| そらまめ東あずま駅前園 | 生後 2 か月～2 歳 | 立花 2-26-2 | 6657-0936 |

## （３）病後児保育

お子様が、病気回復期で保育園等に通えない状態のとき、以下の制度がご利用できます。

● **施設型病後児保育**　申込み・お問合せ：わらべみどり保育園（TEL03-5638-1551）

事前登録制で、わらべみどり保育園（緑 3-12-2）の病後児保育室で実施しています。

● **訪問型病後児（軽症病児）保育**　申込み・お問合せ：「はぐ（Ｈｕｇ）」事務局（TEL03-3616－5371）

すみだ子育て支援ネット「はぐ（Ｈｕｇ）」では、病後児サポーターがご自宅を訪問して、病気回復期のお子様を保育します（要事前登録。登録料 1,000 円）。ご利用の際は、医師が記入した「診療情報提供書」をご用意ください。

H27.10.31 作成

# 28年4月入所（転所）を申し込まれる方へ

**締切日は、窓口が大変混みあいます。お早めにお申込みください。**

## ■受付期間　　平成 27 年 12 月 1 日（火）から 12 月 18 日（金）まで

※ 1月入所を希望される方は、12 月 1 日(火)から 12 月 15 日(火)が受付期間です。

## ■受付場所

※ 受付日によって時間が異なりますので、ご注意ください。

| 受付日 | 受付場所 | 受付時間 |
|---|---|---|
| 12 月 1 日(火)～18 日(金)の平日 | 墨田区役所 2 階<br>21 会議室 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時<br>※水曜日（2 日、9 日、16 日）のみ午後 7 時まで |
| 12 月 13 日(日) | 墨田区役所 2 階<br>21 会議室 | 午前 9 時 30 分～午後 3 時 |
| 12 月 3 日(木)、4 日(金) | 曳舟文化センター2 階<br>第 1 会議室　（京島1-38-11） | 午前 9 時 30 分～午後 3 時 |

※ 区内の認可保育園でも開園時間中に代行受付を行います。ただし 12 月 18 日(金)は午後 5 時までです。なお、認可保育園（代行受付）では申込書類の内容確認は行いませんので、できるだけ区役所にお越しください。

※ **郵送・ＦＡＸでの申込受付は、行っていません。**

※ 区外の認可保育園の申込受付は、4 階の子ども課保育園入園係で行います（区外へ転出する予定の方等）。申込締切日や必要書類を先方の自治体にご確認のうえ、日数に余裕を持ってお申込みください。

※ **平成 27 年 12 月 18 日以降にお生まれのお子様の締切日**は、以下のとおりです。

| お子様の生年月日 | 希望保育施設の 0 歳児受入れ可能月齢 | 締切日 |
|---|---|---|
| 平成 27 年 12 月 18 日から<br>平成 28 年 2 月 5 日まで | ・生後 57 日以上受入れ可能園を希望する場合<br>（保育ママを含む） | 平成 28 年 2 月 8 日(月) |
| | ・生後 43 日以上受入れ可能園のみを希望する場合<br>（保育ママを含む） | 平成 28 年 2 月 22 日(月) |
| 平成 28 年 2 月 6 日から<br>平成 28 年 2 月 19 日まで | ・生後 43 日以上受入れ可能園を希望する場合<br>（保育ママを含む） | 平成 28 年 2 月 22 日(月) |
| 平成 27 年 12 月 18 日から<br>平成 28 年 1 月 1 日まで | ・菊川保育園、あい･あい保育園錦糸町園、<br>チェリッシュ曳舟、あい･あい保育園小村井園、<br>ちゃのま保育園を希望する場合 | 平成 28 年 1 月 4 日(月) |

## ■ 書類審査

申込みの際は必要書類をすべてそろえてお申込みください。受付の際に確認します。
提出後、書類を審査し、確認事項がある場合は、勤務先やご自宅に連絡する場合があります。

裏面もご覧ください

## ■ ４月一次内定発表

平成 28 年 2 月 12 日（金）《予定》に、内定の有無に関わらず通知を発送します。電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

（1）内定した場合

入所（転所）までの手続き（面接日時等）については内定通知等でご確認ください。

※ ３月中に面接・健康診断を受けてください。受けられない場合は内定が取り消しになります。

（2）内定しなかった場合

定員に空きがある保育施設について、再度、利用調整を行います（二次選考）。空き状況を確認し、希望施設を追加・変更する場合は保育園入園係までご連絡ください。入所が内定した場合、電話でご連絡します（平成 28 年 3 月 11 日ごろ(予定)）。

# ご確認ください！

## ■ 「平成 28 年 1 月から 3 月までの保育施設入所希望確認書」は、すべての方にご提出いただきます

1 月から 3 月までの入所を希望しない方にもご提出いただきます。1 月から 3 月までの入所を希望される方は入所希望月に○をつけ、希望施設もご記入ください。

年度内の空きは少数のため、入所は難しい状況にあります。予めご了承ください。

## ■ 転所について

内定後は、内定を辞退して転所前の保育施設へ戻ることはできません。お申込みの際にはご理解のうえお申込みください。

転所申込みを取り下げる場合は、締切日までにご連絡ください。

## ■ 希望施設を変更したい場合

お申込み後、希望施設を変更したい場合は、平成27年12月18日（金）午後5時までに、保育園入園係までご連絡ください。

## ■ 平成 27 年 12 月 18 日以降にお生まれのお子様の 4 月入所について

表面の締切日をご確認いただき、お早めにお申込みください。

平成 28 年 2 月 20 日以降にお生まれになったお子様は、4 月入所の申込みはできません。

## ■ 出生の届出前にお申込みされる場合

締切日直前のご出産で出生の届出がお済みでない方は、お申込みの際に、母子手帳（出産事実、出産日を病院が記載している部分）の写しや、出生証明書の写しを添付してください。

## ■ ４月に内定しなかった場合

申込書は平成 28 年 11 月 30 日（12 月入所選考）まで有効です。5 月以降に、希望する保育施設に空きが生じた場合、選考の対象となります。

## ■ 申込み後、墨田区外に転出された場合

墨田区での申込みは無効になりますので、新住所地の区市町村に改めて入所の申込みをしてください。

問合せ先
子ども課保育園入園係　電話 03-5608-6152

表面もご覧ください

# 28年4月入所の募集数（認可保育園）一次　　申込締切　１２／１８（金）

| 保育園名（公立） | 延長保育 | 0歳 57日以上 | 0歳 6か月以上 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 江東橋保育園 | ○ | 3～6 | 6～9 合計で最大12名 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 江東橋保育園分園 | ○ | | | 7 | 0 | 0 | | | 7 |
| 横川橋保育園 | ○ | | 11 | 4 | 3 | 3 | 4 | 1 (1) | 26 |
| 中川保育園 | ／ | | 9 | 6 | 3 | 2 | 2 | 0 (1) | 22 |
| 花園保育園 | ○ | | | 20 | 4 | 1 | 0 | 0 | 25 |
| 福神橋保育園 | ／ | | | 7 | 3 | 6 | 2 | 0 (4) | 18 |
| 文花保育園 | ／ | | | 15 | 3 | 2 | 0 | 0 | 20 |
| たちばな保育園 | ○ | 3 | 6 | 1 | 6 | 0 | 3 | 0 | 19 |
| すみだ保育園 | ／ | | | 10 | 2 | 4 | 0 | 0 | 16 |
| 八広保育園 | ／ | | 12 | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 | 24 |
| 東駒形保育園 | ○ | | | 8 | 4 | 3 | 0 | 0 (1) | 15 |
| 亀沢保育園 | ○ | | 9 | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 (4) | 20 |
| 東あずま保育園 | ○ | | 9 | 6 | 4 | 2 | 0 | 0 (1) | 21 |
| おむらい保育園 | ○ | | 11 | 4 | 4 | 2 | 0 | 0 | 21 |
| 太平保育園 | ○ | | | 10 | 8 | 1 | 0 | 0 | 19 |
| 鐘ヶ淵北保育園 | ／ | 3 | 9 | 3 | 3 | 2 | 6 | 0 | 26 |
| 梅若保育園 | ○ | 3 | 6 | 6 | 3 | 2 | 3 | 0 | 23 |
| 立川保育園 | ○ | | | 12 | 5 | 3 | 1 | 0 (5) | 21 |
| 中川南保育園 | ／ | | 9 | 6 | 3 | 2 | 1 | 0 (1) | 21 |
| 長浦保育園 | ○ | 3 | 9 | 3 | 5 | 0 | 2 | 0 (1) | 22 |
| 寺島保育園 | ／ | | | 14 | 6 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 水神保育園 | ／ | | | 12 | 0 | 6 | 0 (1) | 0 | 18 |
| しらひげ保育園 | ／ | | 9 | 6 | 2 | 3 | 0 | 0 | 20 |
| 公立計 | | | 133 | 179 | 78 | 50 | 25 | 2 | 467 |

| 保育園名（公設民営） | 延長保育 | 0歳 57日以上 | 0歳 6か月以上 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| あおやぎ保育園 | ■ | 3～6 | 6～9 合計で最大12名 | 8 | 2 | 0 | 2 | 0 | 24 |
| 横川さくら保育園 | ◎ | 3～6 | 9～12 合計で最大15名 | 3 | 0 | | | | 18 |
| 横川さくら保育園分園 | ◎ | | | 15 | 0 | | | | 15 |
| ひきふね保育園 | ◎ | | 12 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 (2) | 20 |
| 押上保育園 | ■ | 3 | 5 | 6 | 4 | 2 | 0 | 0 | 20 |
| きんし保育園 | △ | | | 15 | 3 | 7 | 0 | 1 (1) | 26 |
| 公設民営計 | | | 47 | 54 | 10 | 9 | 2 | 1 | 123 |

※　[延長保育]欄の記号は、○⇒午後７時１５分まで、◎⇒午後８時１５分まで、△⇒午後９時１５分まで、■⇒が午後１０時１５分まで、▲⇒午前６時１５分から・午後９時１５分まで行っていることを表します。なお、延長保育の申込みは、入園内定後となります。

| 保育園名（私立） | 延長保育 | 0歳 | | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 墨田みどり保育園 | ○ | 6か月以上 | 3 | 15 | 0 | 2 | 0 | 0 | 20 |
| ほがらか保育園 | ◎ | 6か月以上 | 4 | 6 | 4 | 1 | 0 (3) | 0 (1) | 15 |
| 光の園保育学校 | ◎ | 43日以上 | 18 | 6 | 0 | 4 | 0 | 0 (1) | 28 |
| 厚生館保育園 | ○ | 43日以上 | 12 | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 20 |
| 共愛館保育園 | ◎ | 43日以上 | 12 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| 菊川保育園 | ◎ | 3か月以上 | 9 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 興望館保育園 | ○ | 43日以上 | 21 | 4 | 3 | 4 | 0 | 0 | 32 |
| さゆり保育園 | ○ | 4か月以上 | 8 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 木ノ下保育園 | ○ | 6か月以上 | 3 | 2 | 5 | 3 | 0 | 0 | 13 |
| 杉の子学園保育所 | ◎ | 4か月以上 | 6 | 14 | 1 | 0 | 0 | 0 | 21 |
| ナースリー保育園 | ○ | 43日以上 | 10 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 11 |
| 育正保育園 | ▲ | 43日以上 | 9 | 6 | 1 | 2 | 1 | 1 | 20 |
| こひつじ保育園 | ■ | 57日以上 | 6 | 7 | 5 | 3 | 0 | 0 | 21 |
| わらべみどり保育園 | ◎ | 57日以上 | 9 | 6 | 3 | 0 | 2 | 0 (2) | 20 |
| わらべみどり保育園向島分園 | ◎ | 57日以上 | 3 | 6 | 4 | 3 | | | 16 |
| 本所たから保育園 | ◎ | | | 9 | 3 | 6 | 0 | 0 (1) | 18 |
| すみだ中和こころ保育園 | ◎ | 57日以上 | 6 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 両国・なかよし保育園 | ◎ | 57日以上 | 9 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 (5) | 20 |
| 小梅保育園 | ◎ | 57日以上 | 6 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 (1) | 13 |
| すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん | ■ | 57日以上 | 6 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 (6) | 12 |
| グローバルキッズ押上園 | ■ | 57日以上 | 9 | 9 | 0 | 2 | 0 | 0 (4) | 20 |
| まなびの森保育園錦糸町 | ■ | 57日以上 | 6 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 (1) | 11 |
| すこやか錦糸保育園 | ◎ | 43日以上 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 (5) | 12 |
| のびのび保育園 | ◎ | 43日以上 | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 (6) | 9 |
| 両国すきっぷ保育園 | ◎ | 57日以上 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 (8) | 11 |
| あい・あい保育園錦糸町園 | ◎ | 3か月以上 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 (6) | 7 |
| うぃず東駒形保育園 | ◎ | 57日以上 | 6 | 2 | 2 | 2 | 0 (6) | 12 | 24 |
| ベネッセ菊川北保育園 | ◎ | 57日以上 | 6 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 61 |
| 小学館アカデミーひきふね駅前保育園 | ○ | 6か月以上 | 9 | 0 | 0 | 0 | 若干名 | | 9 |
| 私立計 | | | 230 | 155 | 52 | 51 | 14 | 25 | 527 |
| 合計 | | | 410 | 388 | 140 | 110 | 41 | 28 | 1117 |

※　【光の園保育学校】の0歳児クラスは、外手分園で保育します。
※　かっこ（）で表示されている数は、平成２７年１１月１日時点での空き人数です。
　平成２７年１２月から平成２８年３月までの間に入園がない場合、平成２８年４月入所の募集数に追加されます。
※　募集数は、新規入園、在園児の退園・転園等により増減することがあります。
※　小学館アカデミーひきふね駅前保育園は、平成２８年度より認証保育所から認可保育園に移行する予定です。

裏面もご覧ください。

# ２８年４月（家庭的保育者・小規模保育所）定員・募集数　一次

| | 施設名<br>保育者氏名 | 住　所 | 利用可能時間 | 土曜保育 | 自園調理 | 受入可能月齢 | 利用定員 | 募集数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | ０歳 | １歳 | ２歳 |
| 小規模保育所 | ぶどうの木保育室 | 東駒形4-4-8-1F | 7:15～18:15 | ○ | ○ | ８か月以上 | 11 | 3 | 2 | |
| | 八広ぶどうの木保育室 | 八広6-37-5-1F | 7:15～18:15 | ○ | ○ | ６か月以上 | 15 | 3 | 4 | |
| | チェリッシュ曳舟 | 京島1-36-1-1F | 7:15～19:15 | ○ | ○ | ３か月以上 | 19 | 6 | 0 | 1 |
| | あい・あい保育園小村井園 | 立花5-24-11-1F | 7:15～20:15 | ○ | ○ | ３か月以上 | 19 | 3 | 5 | 0 |
| | ちゃのま保育園 | 横川4-9-8-1F | 7:15～19:15 | ○ | ○ | ３か月以上 | 19 | 3 | 3 | 4 |
| | （仮称）キャリー保育園東向島 | 東向島5-36-10 | 7:15～19:15 | ○ | ○ | 生後５７日以上 | 18 | 3 | 7 | 8 |
| 家庭的保育者 | 児島　陵子 | 立花5-22 | 8:30～17:00 | | | 43日以上 | 2 | 1 | | |
| | 鈴木　まり子 | 八広3-31 | 8:00～17:30 | | ○ | 〃 | 5 | 1 | | |
| | 伊藤　典子<br>※平成２９年３月末まで | 押上1-32 | 8:30～17:00 | | | 〃 | 3 | 2<br>※　2歳児クラスのみ募集 | | |
| | 清水　泰子 | 東向島4-39 | 8:30～17:00 | | ○ | 〃 | 2 | 0 | | |
| | 海野　礼子 | 墨田2-2 | 7:00～20:00 | ○ | ○ | 〃 | 5 | 2 | | |
| | 千葉　恵美子 | 向島3-6 | 8:30～17:00 | | | 〃 | 3 | 0 | | |
| | 情野　明美 | 向島2-15 | 〃 | | | 〃 | 2 | 0 | | |
| | 日向　明子 | 緑3-20 | 〃 | | | 〃 | 2 | 0 | | |
| | 小池　まゆみ | 錦糸1-14 | 〃 | | | 〃 | 2 | 1 | | |
| | 山田　雅子 | 押上1-16 | 〃 | | | 〃 | 2 | 0 | | |
| | 長谷山　嘉子 | 立花1-31 | 〃 | ○ | | 〃 | 2 | 1 | | |
| | 山本　加代 | 東向島2-16 | 〃 | | | 〃 | 3 | 0 | | |
| | 石山　好子 | 押上3-57 | 8:30～17:00 | ○ | ○ | 〃 | 5 | 0 | | |
| | 山木　輝美 | 文花1-17 | 8:30～17:00 | | ○ | 〃 | 2 | 0 | | |
| | 池上　晶世 | 東向島3-20 | 〃 | | ○ | 〃 | 2 | 0 | | |
| | 岸本　貴子 | 東向島4-5 | 8:00～18:00 | ○ | ○ | 〃 | 5 | 1 | | |
| | 石井　保子<br>※平成２９年３月末まで | 緑2-14 | 8:30～17:00 | | | 〃 | 2 | 1<br>※　2歳児クラスのみ募集 | | |
| | 古保　満子 | 京島1-31 | 〃 | | | 〃 | 3 | 0 | | |
| | 向井　千秋 | 東向島2-16 | 〃 | | | 〃 | 3 | 0 | | |
| | 梅村　たまみ | 緑2-14 | 〃 | | | 〃 | 2 | 1 | | |
| | 渡辺　ちか子 | 亀沢3-14 | 〃 | ○ | | 〃 | 4 | 3 | | |
| | 花島　史葉 | 向島3-4 | 〃 | | | 〃 | 2 | 0 | | |
| | 宮路　真知子 | 東駒形1-16 | 〃 | | | 〃 | 2 | 1 | | |
| | 鈴木　恵美 | 押上3-43 | 〃 | | | 〃 | 3 | 0 | | |
| | 柳谷　千尋 | 業平1-4 | 〃 | | ○ | 〃 | 2 | 0 | | |

※　伊藤典子ママ、石井保子ママは平成２９年３月末休業または定年退職ため、２歳児クラスのみ募集となります。

※　募集数は、確実に空きが出る最低人数であり、認可保育園等に転所する児童がいた場合、４月（一次）利用調整中に増える場合があります。

裏面もご覧ください。

# 支 給 認 定 申 請 書

墨田区長 様

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。　　平成　　年　　月　　日

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 保護者 | 住 所 | 墨田区　　丁目　　番　　号　　号室(様方) | | |
| | フリガナ | | 続 柄 | 自宅電話:　　(　　)<br>携帯電話:父　　(　　)<br>携帯電話:母　　(　　)<br>その他の連絡先:　　(　　)<br>(　　) |
| | 氏 名 | 男・女<br>生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日 | | |

| 申請児童 | 氏 名 | クラス年齢 | 保育の希望の有無 | 申請区分 | 希望期間・時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| | フリガナ<br>男・女<br>生年月日(平成　　年　　月　　日) | 平成28年4月1日の年齢<br>歳 | 無 → □1号(満3歳以上)<br>有 → □2号(満3歳以上)<br>有 → □3号(満3歳未満) | | 平成　　年　　月1日 から<br>□小学校就学前まで<br>□平成　　年　　月　　日まで<br>□標準時間(7:15～18:15の11時間まで)<br>□短時間　(9:00～17:00の8時間まで) |
| | 氏 名 | クラス年齢 | 保育の希望の有無 | 申請区分 | 希望期間・時間 |
| | フリガナ<br>男・女<br>生年月日(平成　　年　　月　　日) | 平成28年4月1日の年齢<br>歳 | 無 → □1号(満3歳以上)<br>有 → □2号(満3歳以上)<br>有 → □3号(満3歳未満) | | 平成　　年　　月1日 から<br>□小学校就学前まで<br>□平成　　年　　月　　日まで<br>□標準時間(7:15～18:15の11時間まで)<br>□短時間　(9:00～17:00の8時間まで) |

## 保育の利用を必要とする理由

| 父の状況 | 母の状況 |
|---|---|
| □ 外勤　□ 自営(居宅外・居宅内)　□ 内職 | □ 外勤　□ 自営(居宅外・居宅内)　□ 内職 |
| □ 疾病・負傷　□ 障害 | □ 妊娠　□ 出産　□ 疾病・負傷　□ 障害 |
| □ 介護・看護　□ 災害復旧　□ 求職中　□ 就学 | □ 介護・看護　□ 災害復旧　□ 求職中　□ 就学 |
| □ 不存在　□ その他(　　) | □ 不存在　□ その他(　　) |

### 申請にあたり特に同意・確認していただく事項

以下の同意・確認事項をお読みのうえ、ご署名ください。

- **保育時間は勤務時間及び通勤時間となること。**
- **標準時間保育と短時間保育の保育料は異なること。**
- 申請内容が事実と異なる場合は、認定を取り消すことがあること。
- 墨田区から転出した場合又は認定有効期間が過ぎた場合は、認定が取り消されたものとみなすこと。
- 支給認定にあたり、墨田区が保有する住民基本台帳及び本籍地等の戸籍情報で確認すること。また、その情報に基づき決定した内容について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 保育料(利用者負担額)を算定することを目的として、課税状況を墨田区が保有する情報で確認すること。また、その決定内容につい当該施設に通知すること。
- 認定及び保育の利用基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があること。
- 認定されても、入所希望者が多数の場合は利用調整の結果、希望する施設に入所できない場合があること。
- 支給認定に関する審査結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期は、申請後30日を超える場合があること。
- 認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容(家庭状況、勤務状況等)に変更がある場合は区に届け出ること。

【届出先】1号認定:<区立幼稚園>教育委員会事務局学務課事務担当(電話　5608-6303)
<私立幼稚園>子ども課保育担当(電話　5608-1253)
2・3号認定:子ども課保育園入園係(電話　5608-6152)

※私共、申請児童の保護者は、以上の内容について同意します。
住所

保護者氏名　　(続柄:　　)　印
自署の場合、押印は不要です

※記入者が保護者でない場合はご記入ください。
住所

記入者氏名　　(児童との関係:　　)　印

# 保育施設（入所・転所）申込書

墨田区福祉事務所長　あて
次のとおり保育施設の入所（転所）を申し込みます。　　平成　　年　　月　　日

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保護者 | 住　所 | 墨田区　　丁目　　番　　号　　号室（様方） | | | | |
| | 平成27年1月1日の住所（○をつけ、区外だった方はご記入ください） | 父 | 現住所と同じ | 墨田区内 | （墨田区外）　都・道・府・県　区・市・町・村 | |
| | | 母 | 現住所と同じ | 墨田区内 | （墨田区外）　都・道・府・県　区・市・町・村 | |
| | フリガナ | | | | 自宅電話:　（　　） | |
| | 氏　名 | 男・女 | | | 携帯電話:父　（　　） | |
| | | | | | 携帯電話:母　（　　） | |
| | | 生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日 | | | その他（　　）　（　　） | |

| 入所・転所希望児童 | 児童氏名 | クラス年齢 | 希望施設 | 転所の場合 | 希望する保育期間 |
|---|---|---|---|---|---|
| | フリガナ<br>男・女<br>生年月日（平成　　年　　月　　日）<br>（墨田区福祉事務所記入欄） | 平成28年4月1日の年齢<br>歳 | 第1希望　保育園<br>第2希望　保育園<br>第3希望　保育園<br>第4希望　保育園<br>第5希望　保育園<br>第6希望　保育園<br>第7希望　保育園 | 在所保育施設<br>平成　年　月　日入所 | 平成28年　　月　1日から<br>□ 小学校に就学する年の3月31日まで<br>□ 一定の期間のみ　平成　　年　　月　　日まで |
| | フリガナ<br>男・女<br>生年月日（平成　　年　　月　　日）<br>（墨田区福祉事務所記入欄） | 平成28年4月1日の年齢<br>歳 | 第1希望　保育園<br>第2希望　保育園<br>第3希望　保育園<br>第4希望　保育園<br>第5希望　保育園<br>第6希望　保育園<br>第7希望　保育園 | 在所保育施設<br>平成　年　月　日入所 | 平成28年　　月　1日から<br>□ 小学校に就学する年の3月31日まで<br>□ 一定の期間のみ　平成　　年　　月　　日まで |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保育の利用を必要とする理由 | □保護者が働いている<br>□保護者の疾病・身体障害など<br>□母親の妊娠・出産 | □保護者が介護・看護を行っている<br>□求職中<br>□その他（　　） | |
| 上記の保育施設に入所・転所を希望する理由 | □自宅又は職場に近い<br>□兄弟姉妹が在所している | □転居による転所（転居前住所:　　）<br>□その他（　　） | |
| 2人以上の児童の保育の利用を希望する場合 | □同時に同じ保育施設に入れるまで待つ<br>□同時ならば別々の保育施設でもよい | □どちらか1人だけでも入所させたい<br>□その他（　　） | |
| 送迎予定者 | 父・母・その他（　　） | 延長保育 | □希望する　□希望しない |
| 現在の保育状況 | 自宅で保育（保護者・親族）・職場同伴　・無償で預けている（場所　　）<br>有償で預けている（場所　　費用　　円／月） | | |

| その他の同居人 | 氏名 | 児童からみた続柄 | 生年月日 | 職業・学校・保育施設名 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

生活保護の状況（　　係・担当:　　）
□受給中（　年　月　日～）　□受けていない

**裏　面　あ　り**

| 墨田区福祉事務所記入欄 | | | |
|---|---|---|---|
| | 在　就（父・母）　〆切　/<br>病　障（父・母・児）　〆切　/<br>認可外　〆切　/<br>税　資（父・母）　〆切　/<br>同居者（　　）〆切　/<br>その他（　　）〆切　/ | 備考 | 収受 |
| | [受付日]　[受付者]<br>[受付場所]　庁舎・曳文<br>代行（園名:　　） | 結果<br>月（保育施設:　　）内　不<br>月（保育施設:　　）内　不 | |

ご家庭の状況について

| | 父の状況 | 母の状況 |
|---|---|---|
| 該当するものにレ印を付けてください | □外勤 □自営(居宅外・居宅内) □内職 □就学<br>□疾病・負傷 □障害 □災害復旧<br>□介護・看護 □求職(内定)中□不存在 □その他 | □外勤 □自営(居宅外・居宅内) □内職 □就学<br>□妊娠・出産 □疾病・負傷 □障害 □災害復旧<br>□介護・看護 □求職(内定)中□不存在 □その他 |

1 □外勤 □自営(居宅外・居宅内) □内職 □就学 にレ印を付けた方

| | | |
|---|---|---|
| 勤務先(学校)名 | | |
| 所在地 | | |
| 電話番号 | | |

2 □妊娠 □出産 □疾病・負傷 □障害 にレ印を付けた方

| | | |
|---|---|---|
| 病名・障害名 | | |
| 手帳の有無 | ・有 種 級(度) ・無 | ・有 種 級(度) ・無 |
| 状況 | ・入院・寝たきり・通院(週 日)<br>・常時安静・その他 | ・入院・寝たきり・通院(週 日)<br>・常時安静・妊娠 出産(予定日 月 日)・その他 |
| 医療機関名 | | |

3 □介護・看護 にレ印を付けた方

| | | | |
|---|---|---|---|
| 介護・看護を受ける人(続柄) | ( ) | 病名・障害名 | |
| 介護・看護をする人(続柄) | ( ) | | |
| 介護・看護状況<br>※○をつけてください | 寝たきりの者・心身障害者等の介護・看護・付添い(常時・随時)<br>入院・通院・通所の付添い(週・月)[ 日]、その他( ) | | |
| 手帳・要介護認定の有無 | 有 種 級(度)・無 | 医療機関名 | |

4 □求職(内定)中 にレ印を付けた方

| | | |
|---|---|---|
| 求職中の理由 | ・解雇、倒産 ・その他 | ・解雇、倒産 ・その他 |
| 内定の有無 | ・有( 月 日 就労予定)・無 | ・有( 月 日 就労予定)・無 |
| 求職活動の状況 | ・求職活動中 ・保育施設に入所後活動予定 | ・求職活動中 ・保育施設に入所後活動予定 |

5 □不存在 にレ印を付けた方

| | | |
|---|---|---|
| ○をつけてください | 死亡・離婚・未婚・その他 年 月 日から | 死亡・離婚・未婚・その他 年 月 日から |

**祖父母の状況について** ※「年齢」は平成28年4月1日現在のものを記入してください。

| | | 氏名 | 年齢 | 住所 | 就労状況 | 健康状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 父方 | 祖父 | | | | 自営・外勤・内職・無職 | 健康・疾病・障害等( ) |
| | 祖母 | | | | 自営・外勤・内職・無職 | 健康・疾病・障害等( ) |
| 母方 | 祖父 | | | | 自営・外勤・内職・無職 | 健康・疾病・障害等( ) |
| | 祖母 | | | | 自営・外勤・内職・無職 | 健康・疾病・障害等( ) |

**同居親族について**・・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定を交付されている方がいる場合は、記入してください。

| 氏名 | 児童からみた続柄 | 手帳・介護認定の種類 | 等級・度等 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |

**申込みにあたり特に同意いただく事項** ※下記の同意事項をお読みの上、ご署名ください。

・申込事項が事実と異なる場合は、入所の承諾を取り消す場合があること。
・育児休業中で申込みをした場合、入所・転所した月の翌月1日までに職場に復帰し、復帰後に復職証明書を提出すること。
・住所等について、墨田区が保有する住民基本台帳で確認すること。
・ひとり親家庭又は結婚若しくは離婚をした家庭について、墨田区が保有する本籍地等の戸籍情報で確認すること。
・保育料を算定することを目的として、課税状況を墨田区が保有する情報で確認すること。また、その決定内容について墨田区福祉事務所から当該保育施設に通知すること。
・児童扶養手当の受給状況について、墨田区が保有する情報で確認すること。
・入所予定保育施設の決定に当たり、申込書と添付書類に記載されている事項を墨田区福祉事務所から当該保育施設に通知すること。
・転所及び卒園する際に、転所先の保育施設、小学校及び学童クラブに児童の育成状況など個人情報を提供すること。
・延長保育の利用を希望する場合は、延長保育料を算定することを目的として、墨田区福祉事務所が保有する当該児童の保育料に係る情報を、墨田区福祉事務所から延長保育の実施を申請する保育施設に通知すること。
・保育料を納付期限までに納めること。過誤納に係る還付金は、未払の保育料がある場合はその支払に充てること。
また、未払分の保育料について墨田区が支給する児童手当から徴収する場合があること。

※私共、申込児童の保護者は、以上の内容について同意します。

※記入者が保護者でない場合はご記入ください。

住所 ※自署の場合、押印は不要です。

保護者氏名 (続柄: ) 印

住所

記入者氏名 (児童との関係: ) 印

# 重要事項確認書兼同意書

| チェック欄 | | 重要事項 |
|---|---|---|
| ◆申込み全般 | | |
| □ | 1 | 申込みの内容が事実と異なる場合、申込みや内定を取り消す場合があります。 |
| □ | 2 | 「支給認定」は保育の必要性の有無を判定するもので、保育施設への入所をお約束するものではありません。 |
| □ | 3 | 4月（1次）転所を希望された方は、転所が内定した場合、内定を辞退して転所前の保育施設に通うことはできません。（転所前の保育施設は他の希望者が内定しているため） |
| □ | 4 | 入所できなかった場合の通知は、希望する最初の月の一度だけです。それ以降は、入所が内定した場合のみ、電話等でお知らせします。 |
| □ | 5 | 延長保育は、入所（転所）内定後に別にお申込みが必要です。延長保育にも定員があるため、希望者全員が利用できるとは限りません。公立保育園・公設民営園は、1歳の誕生日が属する月から利用（選考）対象となります。（私立保育園・保育ママ・小規模保育所の延長保育の詳細については、各施設に直接ご確認ください。） |
| □ | 6 | 保育園では専門的、個別の訓練や医療行為（治療等）は行っていません。<br>お子様に持病や障害がある場合は、「集団保育が可能であること」と「園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書が必要です。<br>また、保育園の施設・環境はそれぞれ異なるため、お申込みされる前にお子様を連れて保育園に見学に行き、お子様の状況について園にご相談ください。 |
| ◆申込みに必要な書類（提出された書類は返却できません） | | |
| □ | 7 | 選考は、申込締切日までに提出された（到着している）書類のみで行われます。締切日を過ぎて提出された（到着した）書類は、次回の選考から反映されます。 |
| □ | 8 | 各証明書類は、証明日が3か月以内のものが有効です。在園児がいる等で既に提出している場合も、直近の状況確認のために再度提出が必要です。（直近3か月の勤務実績の記載がない場合も、追加書類が必要です） |
| □ | 9 | 申込後、家庭状況に変更があった場合は、追加書類が必要になる場合があるため、必ずご連絡ください。 |
| □ | 10 | 育児休業を延長した場合は、必ず育児休業証明書を提出してください。 |
| □ | 11 | お子様、または同居親族（保護者含む）が障害者手帳等をお持ちの場合は手帳等のコピーを提出してください。 |
| □ | 12 | ひとり親家庭等に該当する方は、保護者の「不存在」を証明する書類が必要です。締切日までに提出がない場合は不存在として扱われず、ひとり親家庭の調整指数も適用されません。なお、親族等が同居、または近隣に居住している場合は別途、必要な書類があります（「保育施設利用申込みのご案内」の7～8ページ参照）。 |
| □ | 13 | 申込児童を認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている方は、当該保育室等との契約書または保育施設受託証明書を提出してください。締切日までに提出がない場合、調整指数は適用されません。 |
| □ | 14 | 親族に限らず、19歳～64歳（平成28年4月1日時点の年齢）の方と同居している場合は、当該同居者が申込児童を保育できないことがわかる書類を提出してください（「保育施設利用申込みのご案内」8ページ参照）。締切日までに提出がない場合、調整指数が適用され減算となります。 |
| ◆希望施設の確認 | | |
| □ | 15 | 江東橋保育園分園、横川さくら保育園立花分園、保育ママ及び小規模保育所（（仮称）キャリー保育園東向島は除く）では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。 |
| □ | 16 | 横川さくら保育園、保育ママ及び小規模保育所は0～2歳児の、横川さくら保育園立花分園は1～2歳児の保育施設です。3歳クラスから他の保育園へ転園申込みが必要となります。<br>わらべみどり保育園向島分園は0～3歳児の保育園です。4歳クラスから他の保育園へ転園申込みが必要です。<br>いずれも卒園時の選考の際は調整指数の加算がありますが、必ずしも希望園に転園できるとは限りません。 |
| ◆入所後の書類提出（提出が無い場合は退所になります） | | |
| □ | 17 | 育児休業中の方は、お子様が入所した月の翌月1日までに職場に復帰し、復帰後すみやかに復職証明書を提出してください。 |
| □ | 18 | 就労内定の方は、入所後、1か月以内に、求職中の方は、入所後、3か月以内に働き始め在職証明書（就労状況申告書）を提出してください。 |
| ◆保育料関係 | | |
| □ | 19 | 保育料（利用者負担額）は、前期（4～8月分）と後期（9～3月分）の2回決定されます。 |
| □ | 20 | 保育料（利用者負担額）は、平成27年度及び28年度の住民税課税額で決定します。住民税の申告がお済みでない方や、確認できない方は、D23階層で決定されます。すみやかに住民税の申告を行ってください。 |
| □ | 21 | 保育料（利用者負担額）は、毎月末日が納期限です。保育料の滞納がある場合、保育園を通じて督促状や催告書を配付する場合があります。また、滞納があると入所選考の際、不利になる場合があります。 |
| □ | 22 | 標準時間保育認定の保育料（利用者負担額）は、平成28年度から30年度までの3か年で段階的に改定します。 |
| □ | 23 | 婚姻歴のないひとり親家庭の方は保育料が減額になる場合がありますので、子ども課保育園入園係までご相談ください。 |

上記重要事項について確認、同意しました。

平成　　年　　月　　日　保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※4月入所お申込みの全ての方に提出をお願いしています。

# 平成28年1月から3月までの保育施設入所希望確認書

| | |
|---|---|
| 住　　所 | 墨田区　　丁目　　番　　号　　号室（様方） |
| 保護者氏名 | |

**①1月～3月の入所を希望しますか？**（希望の有無いずれかに○をつけてください）

・希望しない　⇒以下の記入は不要です

・希望する　　⇒入所希望月（ 1月・ 2月・ 3月 ）○をつけてください・・・②の記入をお願いします

**②1月～3月の入所を希望する方は、希望施設を記入してください。**

※申込児童が1名の場合は、1欄のみご記入ください。
※平成28年4月入所が1歳児クラスでのお申込みの場合、年度内（平成28年1～3月）は0歳児クラスでのお申込みとなります。0歳児保育を行っている保育施設をご記入ください。

| 1 | | 2 | |
|---|---|---|---|
| 児 童 名 | | 児 童 名 | |
| 生年月日 | 平 成　　年　　月　　日 生 | 生年月日 | 平 成　　年　　月　　日 生 |
| 第1希望 | | 第1希望 | |
| 第2希望 | | 第2希望 | |
| 第3希望 | | 第3希望 | |
| 第4希望 | | 第4希望 | |
| 第5希望 | | 第5希望 | |
| 第6希望 | | 第6希望 | |
| 第7希望 | | 第7希望 | |
| 第8希望 | | 第8希望 | |
| 第9希望 | | 第9希望 | |

■ 希望施設に募集がある場合に、利用調整の対象になります。
■ 1月または2月に入所された方は、入所後であれば、4月（2次）の転所申込みは可能です。
（3月入所された方は、4月の転所申込みはできません。）
■ 希望施設の変更は、各締切日までに子ども課保育園入園係までご連絡ください。
■ 年度内の募集数は少数のため、入所は難しい状況にあります。予めご了承ください。
■ うぃず東駒形保育園の4・5歳児クラス、ベネッセ菊川北保育園（仮称）、小学館アカデミーひきふね駅前保育園、キャリー保育園東向島（仮称）の平成28年1月から3月の募集はありません。

墨田区福祉事務所子ども課保育園入園係
電話 5608-6152（直通）　FAX5608-6404

[保護者記入欄 ]
児童名　（　　）
現在の状況　申込中　・　在園中　（　　）保育園/（　　）保育ママ

〈 事業者の方へ 〉
※　この証明書は、保育の必要性認定、保育施設の利用調整及び在所のための資料です。
その他の目的には使用しません。内容について事業者に照会させていただくことがあります。
※　以下の内容は雇用主又は事業主が記入してください。訂正したときは記入者の訂正印が必要です。

※　問合せ先
墨田区福祉事務所子ども課保育園入園係
Tel 03-5608-6152（直通）
Fax03-5608-6404

**外　勤　用**

墨田区福祉事務所長　あて

# 在　職　証　明　書

※　社印のないものは無効です。

| | |
|---|---|
| 証明日 | 平成　年　月　日 |
| 勤務先名 | 社印 |
| 所在地 | |
| 代表者名 | |
| 電話番号 | |
| 記入者名 | 印 |

**虚偽の証明は無効とします。**

次のとおり□勤務(育児休業含む）□復職　□採用予定（内定）していることを証明します。 □にレ点をつけてください。

| | |
|---|---|
| 氏名 | |
| 住所 | 墨田区 |
| 採用(予定)年月日 | 昭和・平成　年　月　日（採用・内定）　○をつけてください。 |
| 雇用契約期間 | 期間の定め　無・有（平成　年　月　日まで／契約更新　有・無）　○をつけてください。 |
| 実際の勤務地 | |
| 単身赴任 | □無　□有（期間：平成　年　月　日～平成　年　月　日予定） |
| 雇用形態 | □正社員　□契約社員　□派遣社員　□パート　□アルバイト　□その他（　　） |
| 社会保険 | □加入　□未加入　□社会保険被扶養者　□その他（　）　＜雇用保険＞　□加入　□未加入 |
| 仕事内容 | |
| 勤務日数 | １週あたり約　日（又は１か月あたり約　日） |
| 定休日 | 週に約　日（月・火・水・木・金・土・日・不定休）　又は１か月あたり約　日 |
| １日の勤務時間<br>※　変則勤務の場合はシフト表や勤務実績を確認できる資料を必ず添付してください。 | 平日　時　分～　時　分のうち、１日平均　時間（休憩　分を含む） |
| | 土曜日　時　分～　時　分のうち、１日平均　時間（休憩　分を含む） |
| 残業について | □無　□有（週平均　日で１日平均　時間）　□管理職等により適用除外（平均退社時刻　時　分頃） |
| 給与形態 | □月給　□日給（　円）□時給（　円）□歩合（　円／　） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 直近３か月の収入・出勤日数<br>※産休、育休中の方は産前休業前の３か月 | 平成　年　月分 | 平成　年　月分 | 平成　年　月分 |
| | 円 | 円 | 円 |
| | 出勤日数（※有休含む）　日 | 日 | 日 |
| 直近３か月の超過勤務状況等 | 計（　）日・計（　）時間 | 計（　）日・計（　）時間 | 計（　）日・（　）時間 |

| | |
|---|---|
| 直近３か月の超過勤務状況等 | ※勤務時間終了後、残業はないが、残務整理等で直ちに退社できない場合は、退社時刻を記入してください。<br><退社時刻>　時　分頃 |
| ※産休、育休中の方は産前休業前の３か月 | ※現在、残業はないが、今後残業する予定がある場合は以下に記入してください。<br><残業開始予定日> 平成　年　月　日　<残業予定日数・時間数> １週間　日で１日平均　時間 |
| 産前・産後休業期間 | 平成　年　月　日～平成　年　月　日 |
| 育児休業の取得可否 | □可（以下に取得期間を記入してください）　□否 |
| 育児休業の取得期間 | 平成　年　月　日～平成　年　月　日 |
| 育児のための勤務時間短縮 | 勤務日数　週　日 |
| | 勤務時間　時　分～　時　分 |
| | 短縮期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日 |
| 特記事項 | |

受付印

H27.11.1作成

# 在職（就労内定）証明書記入要領

※　本人や配偶者、親族の経営する会社に勤務している場合は就労状況申告書（別紙）で作成してください。

| | |
|---|---|
| 証明日 | 本証明書の作成日を記入してください。 |
| 勤務先名 | 会社名、事業所名等を記入してください。 |
| 所在地 | 会社、事業所等の所在地を記入してください。 |
| 代表者名 | 会社の代表者氏名をご記入ください。 |
| 電話番号 | 会社、事業所等の電話番号または記入者様のご連絡先を記入してください。 |
| 記入者名 | 本証明書を作成してくださった方の氏名を記入してください。 |
| 次のとおり～していることを証明します | 該当するものを選び、レ点をつけてください。 |
| 氏名 | 被証明者の氏名を記入してください。 |
| 住所 | 被証明者の住所を記入してください。 |
| 採用（予定）年月日 | 被証明者が採用された年月日（採用予定の場合は、予定年月日）を記入してください。<br>※　グループ企業からの転籍、出向等の場合は,元の会社名と採用開始年月日を特記事項欄に記入してください。 |
| 雇用契約期間 | 期間の定めの有無について○をつけてください。期間の定めがある場合は、その期間をご記入のうえ、契約更新の有無について○をつけてください。 |
| 実際の勤務地 | 被証明者の実際の勤務地が、前出の勤務先名、所在地、電話番号と異なる場合に記入してください。 |
| 単身赴任 | 該当するほうにレ点をつけてください。<br>単身赴任中またはその予定がある場合は期間を記入してください。 |
| 雇用形態 | 該当するものを選び、レ点をつけてください。<br>「その他」を選んだ場合はカッコの中に具体的に記入してください。 |
| 社会保険・雇用保険 | 被証明者の現在の加入状況について該当するものを選び、レ点をつけてください。<br>「その他」を選んだ場合はカッコの中に具体的に記入してください。 |
| 仕事内容 | 職種名や業種名など、被証明者の携わる主な業務が分かるよう記入してください。 |
| 勤務日数 | 被証明者の雇用契約上の勤務日数を記入してください。 |
| 定休日 | 被証明者の勤務を要しない1週あたりの日数、曜日を記入してください。<br>不定期の場合は1か月あたりの勤務を要しない日数を記入してください。 |
| 1日の勤務時間 | 被証明者の労働契約上の正規の勤務時間を記入してください。また、カッコの中に休憩時間を記入してください。1日の平均時間には、休憩を含んだ時間数を記入してください。**変則勤務の場合は、シフト表や勤務の実績を確認できる資料を必ず添付してください。** |
| 残業について | 被証明者の日常的な残業について該当するものにレ点をつけてください。残業が有る場合は、その状況を記入してください。管理職等により適用除外には、残業の概念がない雇用形態を含みます。その場合は、平均退社時刻を記入してください。延長保育申込の際に園到着時間の計算に使います。 |
| 給与形態 | 該当するものにレ点をつけてください。金額も記入してください。勤務開始直後のため、給与支払い、勤務実績がない場合は記入不要です。 |
| 直近3か月の収入出勤日数 | 直近3か月の収入・出勤日数を記入してください。産休・育休中の方は産前休業前の3か月分を記入してください。収入については、賞与等一時金を除き例月支給している給与の額（税、社会保険料の控除前の金額）から交通費を除いた額を記入してください。**出勤日数については、有給休暇とこれに準ずる休暇は出勤として計算してください。**実績がなく記入できない場合は、斜線を引いてください。 |
| 直近3か月の超過勤務状況等 | 被証明者の残業について、直近3か月の実績を記入してください。延長保育申込の際に園到着時間計算に使います。産休・育休中の方は産前休業前の3か月分を記入してください。残業の予定がある場合と、残業はないが業務終了後直ちに退社できない場合は※欄に記入してください。 |
| 産前・産後休業期間 | 産前・産後休業を取得または取得予定の場合は、その期間を記入してください。 |
| 育児休業の取得可否 | 育児休業の取得の可否についてレ点を入れてください。<br>可の場合で、育児休業を取得中または、現在育児休業を取得していないが、取得を希望(予定）している場合は、次の欄にその期間を記入してください。 |
| 育児休業取得期間 | 育児休業を取得中または取得を希望（予定）の場合は、その期間を記入してください。 |
| 育児のための勤務時間短縮 | 育児のための勤務時間短縮制度を現在利用している場合、その勤務日数、勤務時間と期間を記入してください。今後の取得予定については記載いただく必要はございません。 |
| 特記事項 | 特記事項がある場合は、記入してください。 |

H27.11.1作成

記入に関して、ご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。
墨田区福祉事務所子ども課保育園入園係　TEL03-5608-6152（直通）

[保護者記入欄 ]
児童名　（　　）
現在の状況　申込中　・　在園中　（　　）保育園/（　　）保育ママ

〈 事業者の方へ 〉
※　この申告書は、保育の必要性認定、保育施設の利用調整及び在所のための資料です。
その他の目的には使用しません。申告内容を確認させていただくことがあります。
※　以下の内容は雇用主又は事業主が記入してください。訂正したときは記入者の訂正印が必要です。

※　問合せ先
墨田区福祉事務所子ども課保育園入園係
Tel 03-5608-6152（直通）
Fax03-5608-6404

**自営・内職用**

# 就　労　状　況　申　告　書

墨田区福祉事務所長　あて

※　印のないものは無効です。

| | |
|---|---|
| 申告日 | 平成　年　月　日 |
| 事業所名 | 社印 |
| 所在地 | |
| 電話番号 | |
| 代表者名 | 印 |

保護者の就労状況について次のとおり申告します。　**虚偽の申告は無効とします。**

| | |
|---|---|
| 氏名 | |
| 住所 | 墨田区 |
| 職場と住居の状況 | □職場と住居が同一（又は隣接）□職場と住居が離れている（職場住所:　　）<br>➡（□１日の就労時間の半分以上外回りがある） |
| 経営主 | □本人　□配偶者　□親族　□その他（　　） |
| 仕事の従事者 | □本人　□配偶者　□親族（　　名）□その他従業員（　　名） |
| 健康保険 | □国民健康保険　□社会保険本人　□社会保険被扶養者　□その他（　　） |
| 業種 | □小売　□飲食店　□建築/塗装　□医療　□保険　□理美容　□印刷　□著作　□芸術/芸能<br>□製造　□不動産　□電気/水道工事　□修理　□運送　□ＳＯＨＯ　□内職　□その他（　　） |
| 仕事内容 | ※具体的に記入してください |
| 就労開始年月日 | 昭和・平成　年　月　日　＜開業年月日＞ 昭和・平成　年　月　日 |
| 就労日数 | １週あたり約　日（又は１か月あたり約　日） |
| 定休日 | 週に約　日（月・火・水・木・金・土・日・不定休）　又は１か月あたり約　日 |
| １日の就労時間<br>※変則勤務の場合はシフト表や勤務実績を確認できる資料を必ず添付してください。 | 平日　時　分～　時　分のうち、１日平均　時間（休憩　分を含む）<br>土曜日　時　分～　時　分のうち、１日平均　時間（休憩　分を含む） |
| 就労時間中に行う家事の状況 | □行う　（１日合計）　時間　分／□掃除 □洗濯 □料理 □買い物 □その他（　　）<br>□行っていない（休憩時間に家事を行う場合も含む） |
| 児童の状況 | □仕事をしながら保育　□託児所（保育園/保育ママ等を含む）に預ける　□配偶者/親族/知人に預ける |
| 給与形態 | □月給　□日給（　　円）□時給（　　円）□歩合（　　円／　　）<br>□無給　□出来高による　□その他（　　） |

| 直近３か月の収入・就労日数（出産・育児のために休業中の方は休業前の３か月） | 平成　年　月分 | 平成　年　月分 | 平成　年　月分 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | 就労日数　日 | 日 | 日 |

| | |
|---|---|
| 税申告 | □確定申告している　□源泉徴収されている　□青色専従者　□その他（　　） |
| 出産・育児のための休業取得可否 | □可（以下に取得期間を記入してください）　□否 |
| 出産・育児のための休業取得期間 | 平成　年　月　日～平成　年　月　日 |
| 特記事項 | |

※１日の就労状況
（仕事をしている日の平均的状況を記入してください）

| (時間) | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (仕事内容) | | | | | | | | |
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | | | | | | | | |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| | | | | | | | | |

H27.11.1作成

# 就労状況申告書記入要領

※　本人や配偶者、親族の経営する会社に勤務している場合はこちらの申告書に記入してください。

| | |
|---|---|
| 申告日 | 本申告書の作成日を記入してください。 |
| 事業所名 | 会社名、事業所名等を記入してください。 |
| 所在地 | 会社、事業所等の所在地を記入してください。 |
| 電話番号 | 会社、事業所等の電話番号を記入してください。 |
| 代表者名 | 代表者名を記入してください。 |
| 氏名 | 就労者の氏名を記入してください。 |
| 住所 | 就労者の住所を記入してください。 |
| 職場と住居の状況 | 該当するほうにレ点をつけてください。<br>職場と住居が離れている場合は、職場の住所を記入してください。 |
| 経営主 | 該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。 |
| 仕事の従事者 | 該当するものにレ点をつけてください。該当する場合は、カッコの中に従業者数を記入してください。 |
| 健康保険 | 該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。 |
| 業種 | 該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。 |
| 仕事内容 | 職種名や業種名など、主な業務が分かるよう記入してください。 |
| 就労開始年月日<br>開業年月日 | 就労者の就労開始年月日、開業年月日を記入してください。 |
| 就労日数 | 1週あたりの就労日数が決まっている場合は「週に○日」、決まっていない場合は「月に○日」と記入してください。 |
| 定休日 | 就労者が就労しない1週あたりの日数、曜日を記入してください。<br>不定期の場合は1か月あたりの就労しない日数を記入してください。 |
| 1日の就労時間 | 就労者の就労時間を記入してください。また、カッコの中に休憩時間を記入してください。<br>**変則勤務の場合は、シフト表や勤務の実績を確認できる資料を必ず添付してください。**<br>**※内職の方は、本人が就労時間を記入してください。** |
| **就労時間中**に行う家事の状況 | 該当するものにレ点をつけてください。**就労時間中**に家事を行っている場合は、1日の合計時間を記入してください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。 |
| 児童の状況 | 該当するものにレ点をつけてください。 |
| 給与形態 | 該当するものにレ点をつけてください。カッコの中に金額を記入してください。 |
| 直近3か月の収入・就労日数 | 直近3か月の収入・就労日数を記入してください。出産・育児等のために休業している場合は休業前の3か月分を記入してください。収入については、税、社会保険料の控除前の金額から交通費を除いた額を記入してください。実績がなく記入できない場合は、斜線を引いてください。 |
| 税申告 | 該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。 |
| 出産・育児のための休業取得可否 | 出産・育児のための休業の取得可否についてレ点を入れてください。<br>可の場合で、出産・育児のための休業中または現在休業していないが、休業を希望(予定)している場合は、次の欄にその期間を記入してください。 |
| 出産・育児のための休業取得期間 | 出産・育児のための休業中または現在休業していないが、休業を希望(予定)している場合は、その期間を記入してください。 |
| 特記事項 | 特記事項がある場合は、記入してください。 |
| 1日の就労状況 | 1日の仕事の流れを具体的に記入してください。 |

H27.11.1作成

記入に関して、ご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。
墨田区福祉事務所子ども課保育園入園係　TEL03-5608-6152（直通）

記入日 平成　　年　　月

# お子様の状況について

名前　　男・女

平成　　年　　月　　日生（　　才　　ケ月）※申込日時点

## 1．お子様の状況について、お聞かせください。＊下記の該当する項目に○×でお答えください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 発達の経過 | 音に反応しますか | | 「～持ってきて」等、簡単な指示を理解して行動しますか | |
| | 人の顔をじっと見ますか | | おしっこがひとりでできますか | |
| | 首がすわりましたか | | 靴や衣服を自分で着脱できますか | |
| | 支えなくても一人で座っていられますか | | 自分の名前を言えますか | |
| | 名前を呼ぶと振り向きますか | | 簡単なきまりや約束がわかりますか | |
| | 自分で食べようとしますか | | あいさつ・返事等、生活や遊びに必要なことばを使えますか | |
| | ひとり歩きをしますか | | 危険なものや危ない場所がわかり気をつけて遊べますか | |
| | アーアー、ウーウー、マンマ等の単語を話しますか | | 同年代の子とかかわって遊べますか | |

## 2．健康面、発達面についてお聞かせください。

＊該当するところに○をつけてください。また、あり・経過観察中については、具体的に記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 健診 | 1か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 3・4か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 6・7か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 9・10か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 1歳6か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 3歳児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |

＊接種したものに○をつけてください。

| | |
|---|---|
| 予防接種 | ・BCG　・MR（麻疹　風疹）　・水痘　・B型肝炎　・おたふくかぜ　・全く接種していない |

| | | |
|---|---|---|
| 定期的に病院に通っていますか | 通っている<br>通ったことがある<br>通っていない | 病名<br>通院期間　　年　月　日～　年　月　日 |
| 今まで薬を定期的に飲んだことがありますか | ある・ない | 病名<br>期間　　年　月　日～　年　月　日 |
| 入院、手術をしたことがありますか | ある・ない | 病名　　手術（あり・なし）<br>期間　　年　月　日～　年　月　日 |
| アレルギーがありますか | ある・ない | 喘息・食物（　　）・アナフィラキシー（　　）<br>花粉・アトピー・その他（名称　　） |
| 療育機関又は相談機関に通っていますか | 通っている<br>通ったことがある<br>通っていない | 名称（みつばち園・にじの子）<br>その他（　　） |
| 愛の手帳又は身体障害者手帳を持っていますか | 持っている<br>持っていない | 愛の手帳　　度　　身体障害者手帳　　級<br>（手続き中・申請を考えている） |

## 3．保育施設にこれだけは伝えておきたいことがありますか（ある・ない）＊ある方は下記にご記入ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福祉事務所　特記事項記入（あり・なし） | お子さんの同伴 | | 担当者 |
| | あり | なし | 受付日<br>月　日 |

記入日 平成　　年　　月

# お子様の状況について

名前　　男・女

平成　　年　　月　　日生（　　才　　ケ月）※申込日時点

## 1．お子様の状況について、お聞かせください。＊下記の該当する項目に○×でお答えください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 発達の経過 | 音に反応しますか | | 「～持ってきて」等、簡単な指示を理解して行動しますか | |
| | 人の顔をじっと見ますか | | おしっこがひとりでできますか | |
| | 首がすわりましたか | | 靴や衣服を自分で着脱できますか | |
| | 支えなくても一人で座っていられますか | | 自分の名前を言えますか | |
| | 名前を呼ぶと振り向きますか | | 簡単なきまりや約束がわかりますか | |
| | 自分で食べようとしますか | | あいさつ・返事等、生活や遊びに必要なことばを使えますか | |
| | ひとり歩きをしますか | | 危険なものや危ない場所がわかり気をつけて遊べますか | |
| | アーアー、ウーウー、マンマ等の単語を話しますか | | 同年代の子とかかわって遊べますか | |

## 2．健康面、発達面についてお聞かせください。

＊該当するところに○をつけてください。また、あり・経過観察中については、具体的に記入してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 健診 | 1か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 3・4か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 6・7か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 9・10か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 1歳6か月児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |
| | 3歳児 | 異常なし | あり・経過観察中（　　） |

＊接種したものに○をつけてください。

| | |
|---|---|
| 予防接種 | ・BCG　・MR（麻疹　風疹）　・水痘　・B型肝炎　・おたふくかぜ　・全く接種していない |

| | | |
|---|---|---|
| 定期的に病院に通っていますか | 通っている<br>通ったことがある<br>通っていない | 病名<br>通院期間　　年　月　日～　年　月　日 |
| 今まで薬を定期的に飲んだことがありますか | ある・ない | 病名<br>期間　　年　月　日～　年　月　日 |
| 入院、手術をしたことがありますか | ある・ない | 病名　　手術（あり・なし）<br>期間　　年　月　日～　年　月　日 |
| アレルギーがありますか | ある・ない | 喘息・食物（　　）・アナフィラキシー（　　）<br>花粉・アトピー・その他（名称　　） |
| 療育機関又は相談機関に通っていますか | 通っている<br>通ったことがある<br>通っていない | 名称（みつばち園・にじの子）<br>その他（　　） |
| 愛の手帳又は身体障害者手帳を持っていますか | 持っている<br>持っていない | 愛の手帳　　度　　身体障害者手帳　　級<br>（手続き中・申請を考えている） |

## 3．保育施設にこれだけは伝えておきたいことがありますか（ある・ない）＊ある方は下記にご記入ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福祉事務所　特記事項記入（あり・なし） | お子さんの同伴 | | 担当者 |
| | あり | なし | 受付日<br>月　日 |

# お知らせ

## ◎保育園舎の改築・耐震補強工事について

平成２８年度までに、次のとおり保育園舎の改築・耐震補強工事を予定しています。工事期間中は、仮園舎等を利用しての保育となります。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、期間については、工事の進捗状況等により変更になる場合がありますので、併せてご承知おきください。

１　区立認可保育園

（１）きんし保育園（耐震補強工事）

現在、仮園舎にて保育実施、平成２８年６月頃まで仮園舎で保育予定

【仮園舎設置場所】亀沢２－２４－６（亀沢駐車場跡地）

（２）東あずま保育園（耐震補強工事）

平成２８年冬頃着工予定、平成２９年度末（３０年春）頃まで仮園舎で保育予定

【仮園舎設置場所】立花２－３２－１２（東あずま公園内）

（３）亀沢保育園（改築工事）

【解体工事】平成２８年７月頃着工予定

【新築工事】平成２８年１１頃着工予定

※平成２８年７月頃から平成３０年６月頃まで仮園舎で保育予定

【仮園舎設置場所】亀沢２－２４－６（亀沢駐車場跡地）

## ◎問い合わせ

◆耐震補強工事に関すること

子ども課保育担当　電話 5608-1253

◆改築工事に関すること

子育て支援課子育て計画担当　電話 5608-6084